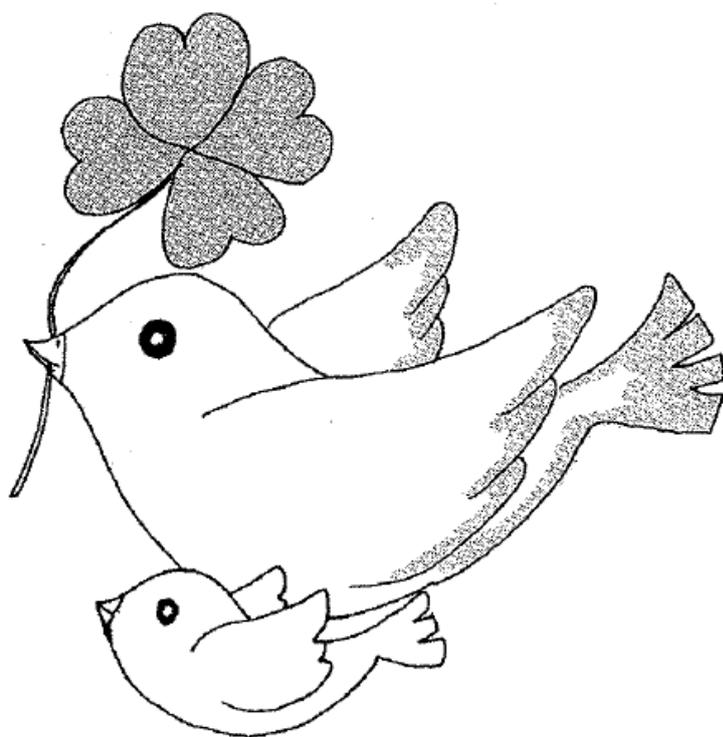


平成20年度版

こども家庭相談センター業務のあらまし



奈良県中央こども家庭相談センター

奈良県高田こども家庭相談センター

はじめに

日頃から、当センターの業務推進につきましては、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

近年、児童や家庭を取り巻く環境は著しく変化しています。少子・高齢化、核家族化、人間関係の希薄化などが進展する中、子育ての孤立化が進み、家庭や地域の子育て機能が低下し、児童虐待や配偶者等からの暴力いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）の増加、非行の低年齢化など、深刻な問題が多発しています。

これらの問題に対応すべくより専門的な援助を推進するため、本県におきましては、平成14年度、児童相談部門(児童相談所)と女性相談部門(婦人相談所と配偶者暴力支援センター)を統合して「こども家庭相談センター」に改組しました。

平成20年1月には、保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務を定めたDV改正法が施行されました。また、4月には、改正児童虐待防止法が施行され、児童の安全確認の徹底等、要保護児童対策が充実されています。こども家庭相談センターや市町村が果たす役割、責任はますます重要になっています。

こうした中、本県では「児童虐待対応マニュアル(関係機関用)～子どもたちの笑顔のために～」を作成しました。市町村関係職員等を対象とした研修の充実と、関係機関との連携と情報の共有を進めるためにも「要保護児童対策地域協議会」の全市町村への設置が重要課題であると考えています。

このたび、県下2か所のこども家庭相談センターの平成20年度版「業務のあらまし」をまとめました。児童虐待相談は平成19年度682件と前年度比112件(19.6%)増加し、DV相談については、平成19年度1,046件で前年度比202件(23.9%)の増加となりました。

これらの相談の援助にあたっては、ますます専門性の向上、関係機関との密な連携が重要となっています。今後とも、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

この「業務のあらまし」をご高覧いただき、広くご活用いただければ幸いに存じます。

平成20年12月

奈良県中央こども家庭相談センター所長 岸 岡 靖 郎

奈良県高田こども家庭相談センター所長 久 保 博

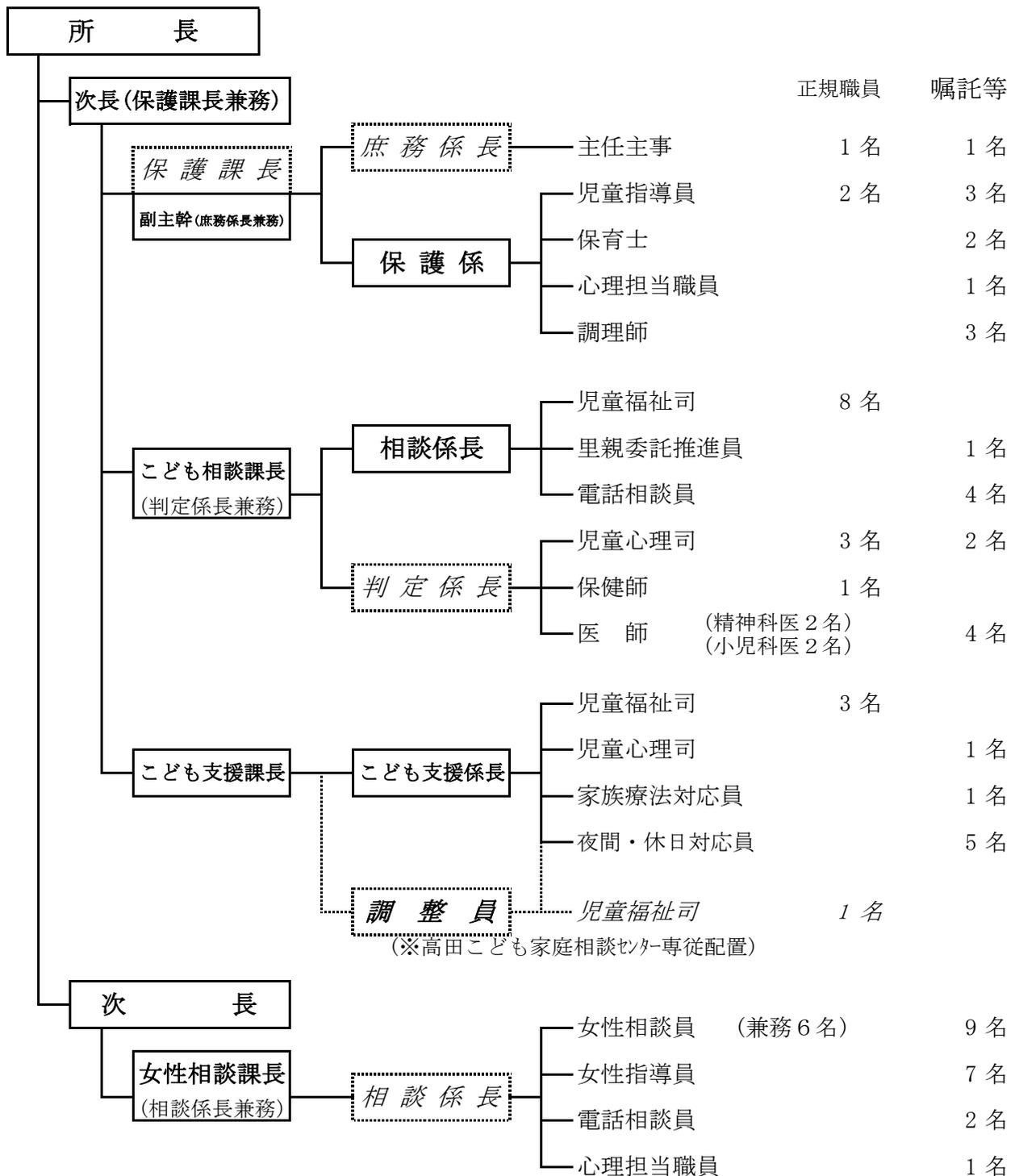
目 次

はじめに

I 組織図および管内状況	頁
1 中央こども家庭相談センター	1
2 高田こども家庭相談センター	2
II 沿革	3
III 児童相談	
1 児童相談業務の概要	4
2 児童相談の流れ	5
3 児童相談の分類	6
4 児童相談業務	7～10
5 奈良県の里親状況	11～12
6 判定業務	13
7 児童虐待相談の状況	14～15
8 一時保護業務	16
IV 女性相談	
1 女性相談業務の概要	17
2 女性相談業務の流れ	18
3 女性相談業務の分類	19
4 女性相談業務統計	20～27
関係機関・施設一覧	28～31

I 組織図および管内状況

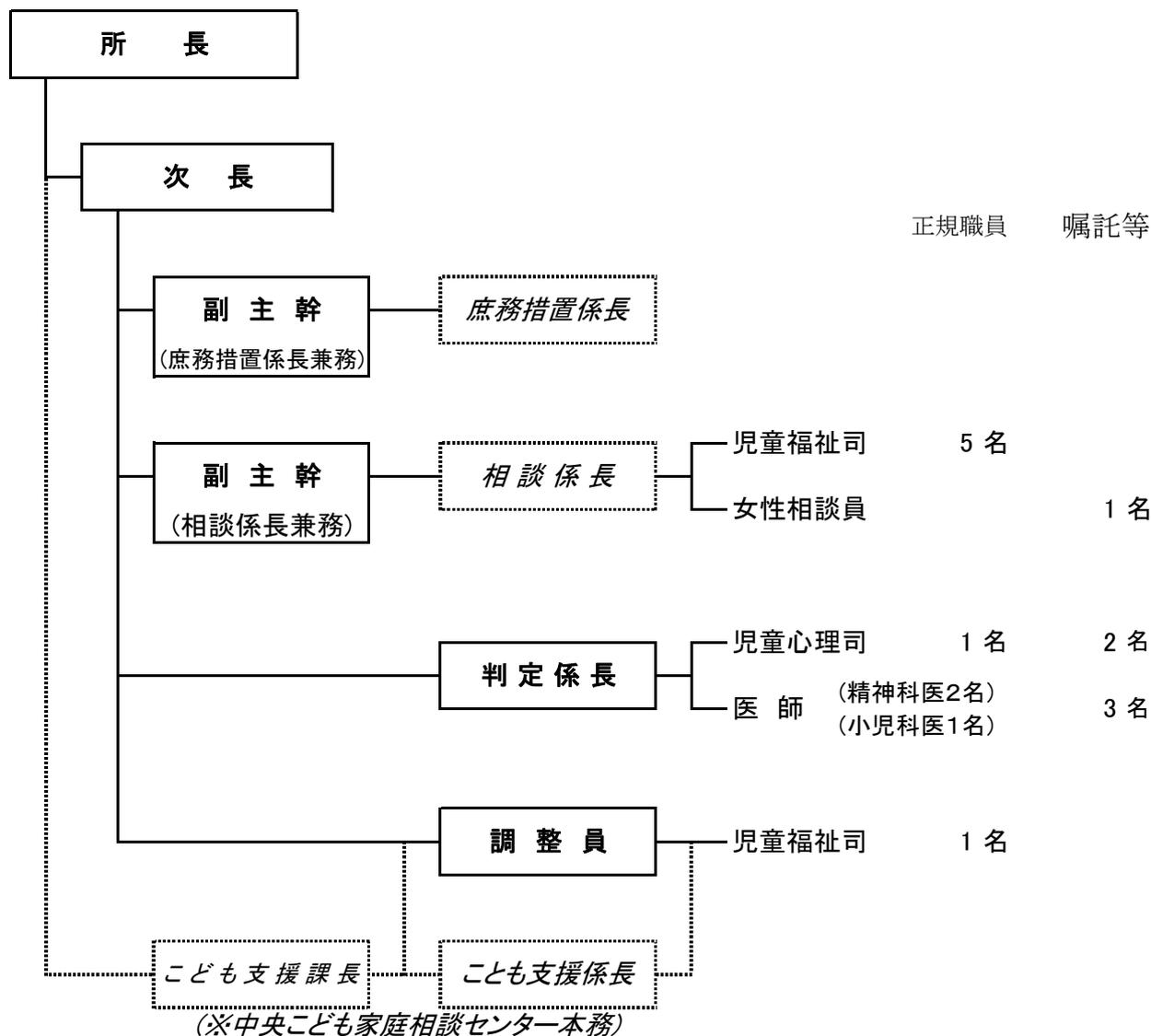
1 中央こども家庭相談センター(平成20年4月1日現在)



総数 76名 (内正規職員 29名、嘱託職員等 47名)

所在地	〒630-8306 奈良市紀寺町833 こども相談部門 電話：0742-26-3788~3790、FAX：0742-26-5651 女性相談部門 電話：0742-22-4083
管轄区域	6市 (奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市) 7町 (平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町) 3村 (山添村、曾爾村、御杖村)
人口	総数 890,445人、児童人口 145,396人、(※平成19年10月1日現在)

2 高田こども家庭相談センター(平成20年4月1日現在)



総数 19名 (内、正規職員 13名、嘱託職員等 6名)

所在地	〒635-0095 大和高田市大中17-6 電話:0745-22-6079 FAX:0745-23-5527
管轄区域	6 市 (大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市) 8 町 (高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町) 9 村 (明日香村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)
人口	総数 545,094人、児童人口 93,381人、(※平成19年10月1日現在)

Ⅱ 沿 革

昭和 23 年	6 月	1 日	社会福祉法人恩賜財団済生会奈良病院診療所内(奈良市杉ヶ町)に奈良県児童相談所を設置。その後、間もなく奈良県奈良保健所内(奈良市油阪町)に移転。
昭和 23 年	11 月	1 日	伝香寺内(奈良市小川町)に児童の一時保護所を設置。
昭和 24 年	10 月	5 日	武徳会弓道場跡(奈良市登大路町 48 番地)へ児童相談所及び児童の一時保護所を移転。
昭和 32 年	4 月	1 日	売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)の施行(昭和 32 年 4 月 1 日)に伴い、奈良市鶴福院町 33 番地に婦人相談所を設置。
昭和 33 年	4 月	1 日	現在地(奈良市紀寺町 833 番地)に奈良県児童相談所及び児童の一時保護所を新築移転。
昭和 37 年	11 月	1 日	児童の一時保護所及び倉庫を増築。
昭和 45 年	12 月	10 日	児童相談所及び児童の一時保護所を改築。
昭和 53 年	6 月	1 日	人口増ならびに児童相談件数の増加に伴い、奈良県高田児童相談所を新設。従来の児童相談所を奈良県中央児童相談所とする。
昭和 54 年	4 月	1 日	奈良県婦人相談所を児童相談所の隣地(奈良市紀寺町 832 番地)に新築移転。
昭和 63 年	4 月	26 日	現在地(大和高田市大中 17 番 6 号)に高田児童相談所を新築移転。
平成 5 年	10 月	1 日	中央児童相談所に『子どもと家庭テレホン相談』を開設。
平成 8 年	11 月	30 日	婦人相談所の相談室を増築。
平成 11 年	3 月	29 日	中央児童相談所の玄関(自動ドア)及びその周辺(手すり、スロープ等)、門扉を改修。
平成 14 年	4 月	1 日	中央児童相談所と婦人相談所を統合し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)(平成 13 年法律第 31 号)の施行(平成 14 年 4 月 1 日)に伴い新たに配偶者暴力支援センター機能を追加し奈良県中央こども家庭相談センターに、高田児童相談所を高田こども家庭相談センターに名称変更。中央こども家庭相談センター女性相談部門に心理担当職員配置。児童の一時保護所に心理担当職員を配置。
平成 16 年	4 月	1 日	中央こども家庭相談センターの女性相談部門を増改築。
平成 17 年	4 月	1 日	児童虐待に対応するため、中央こども家庭相談センターの児童相談部門に『こども支援課』を新設し休日夜間対応員を配置。
平成 18 年	4 月	1 日	こども支援課に家族療法対応員を配置。
平成 19 年	4 月	1 日	こども相談課に里親委託推進員を配置。
平成 20 年	4 月	1 日	こども支援課に児童心理司を配置。

Ⅲ 児童相談

1 児童相談所業務の概要

①目的

こども家庭相談センターの児童相談部門(児童相談所)は、児童福祉法第12条に基づき設置されている行政機関であり、こどもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを目的としています。

子どもに関する家庭その他からの相談に対し、児童福祉司や児童心理司、保健師や医師等の専門職が、総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それを基に援助方針を立て、助言や指導、児童福祉施設入所や里親委託等により、子ども及びその家庭等を支援、援助します。

②相談の受付

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、原則として0歳から18歳未満の児童に対して、発達相談や、非行相談、また増加してきている虐待相談等、さまざまな相談に応じています。

③児童相談所の基本的機能

(1)市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応はについて、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

(2)相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行います。

(3)一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護します。

(4)措置機能

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員(主任児童委員を含む)、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の措置を行います。

④相談援助活動の展開

(1)調査、診断、判定

受け付けた相談について、児童福祉司等による調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の児童指導員、保育士等による行動診断などをもとに、総合診断を行い、個々の子どもに対する援助方針を作成します。援助方針の策定に際しては、可能な限り子どもや保護者と協議に努めます。

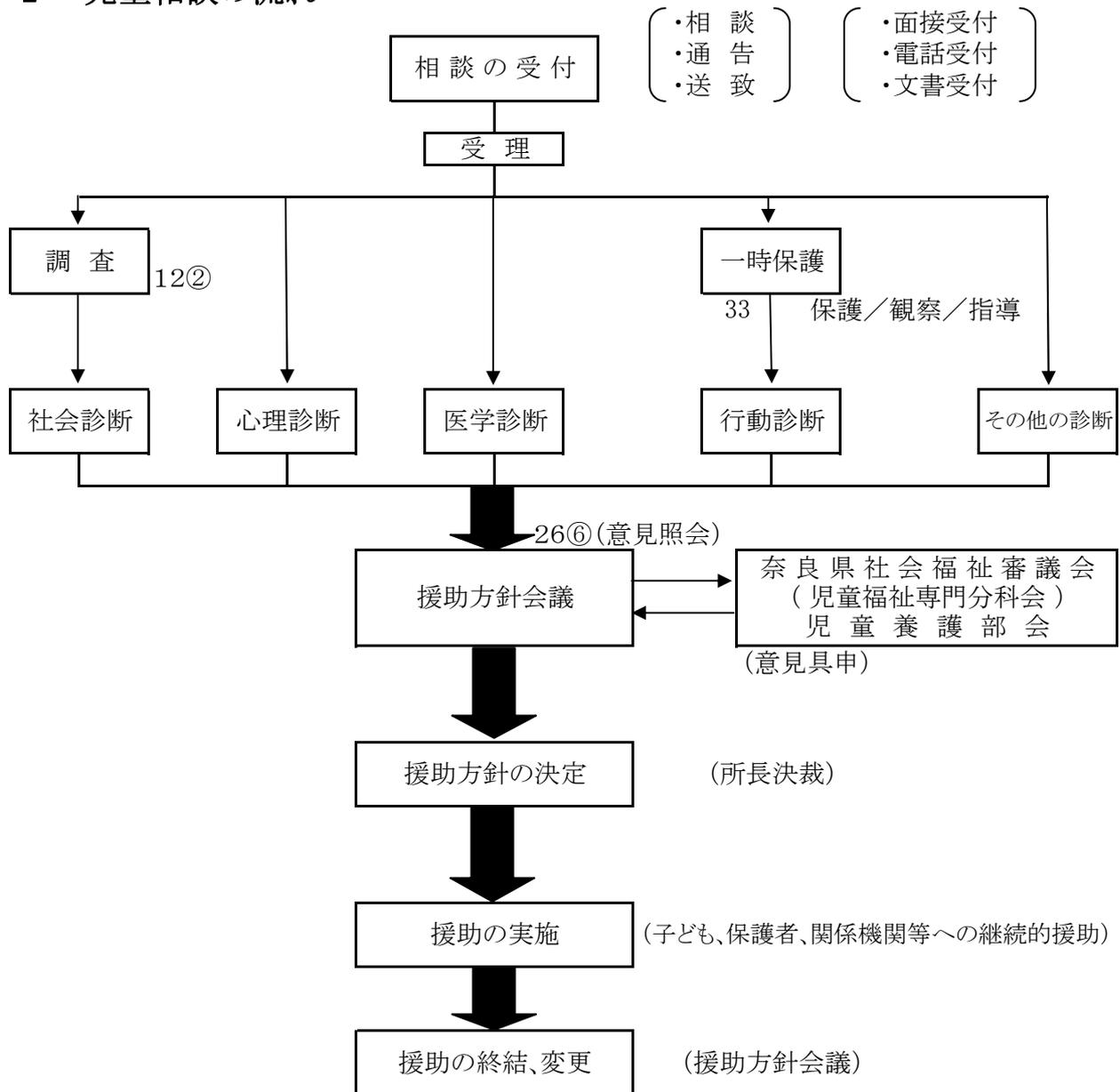
(2)援助

上記援助方針に基づいて子ども、保護者、関係者等に対して指導、措置等の援助を行います。

(3)支給決定

障害児施設の契約利用に際しては、障害児施設給付費、障害児施設医療費等の支給決定を行い、障害児施設受給者証を交付します。

2 児童相談の流れ



援	助
1 在宅指導等 (1) 措置によらない指導 ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導(26①Ⅱ) イ 児童委員指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置(27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置(27①Ⅲ) 指定医療機関委託(27②) 3 里親委託(27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助委託措置(27⑦) 5 福祉事務所送致(26①Ⅲ) 市町村長通知(63の4、63の5) 知事、市町村長報告・通知(26①Ⅳ、Ⅴ) 6 家庭裁判所送致(27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申し立て ア 施設入所の承認(28①②) イ 親権喪失宣告の請求(33の6) ウ 未成年後見人選任の請求(33の7) エ 未成年後見人解任の請求(33の8)

※ 数字は児童福祉法の該当条項

3 児童相談の分類

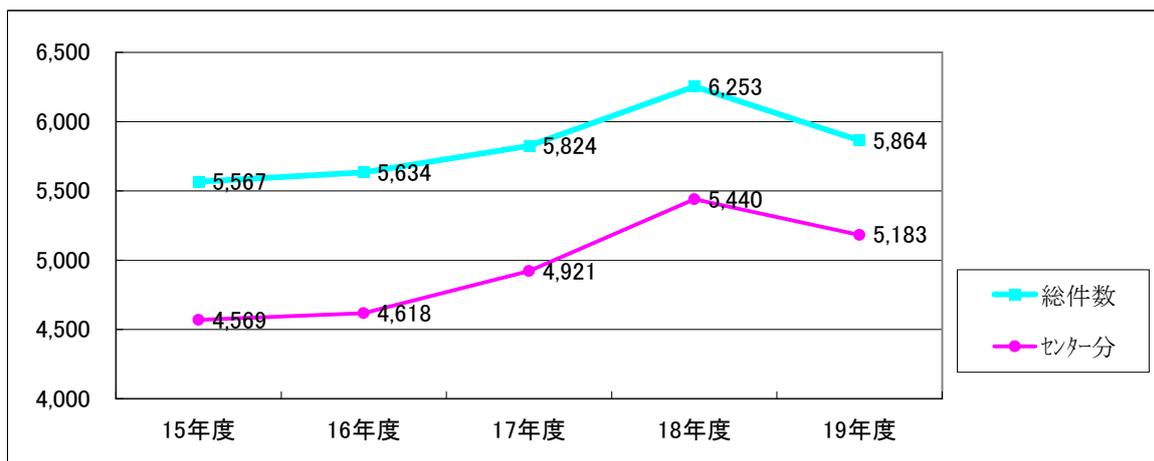
養護 相談	① 養護相談	児童虐待に関する相談。父または母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、虐待を受けた子ども、親権者を喪失した親の子、未成年後見人を待たぬ子ども等、環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健 相談	② 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	③ 肢体不自由児相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	④ 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
	⑤ 言語発達 障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する子ども等に関する相談。言葉の遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合には該当する種別に分類すること。
	⑥ 重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
	⑦ 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	⑧ 自閉症等 相談	自閉症もしくは自閉症同様の症状を呈するアスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害等の子どもに関する相談。
非 行 相 談	⑨ ぐ犯行為等 相談	虚言壁、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為、もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として児童福祉法第25条による通告のあった子ども、または警察署からの通告はないが触法行為があったと思料される子どもをに関する相談。
	⑩ 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署からぐ児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもをに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	⑪ 性格行動 相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣に著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	⑫ 不登校相談	学校および幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合には、該当する種別に分類すること。
	⑬ 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	⑭ 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	⑮ その他の相談	上記の①～⑭のいずれにも該当しない相談。

4 児童相談業務

(1) 相談件数の推移

【単位：件】

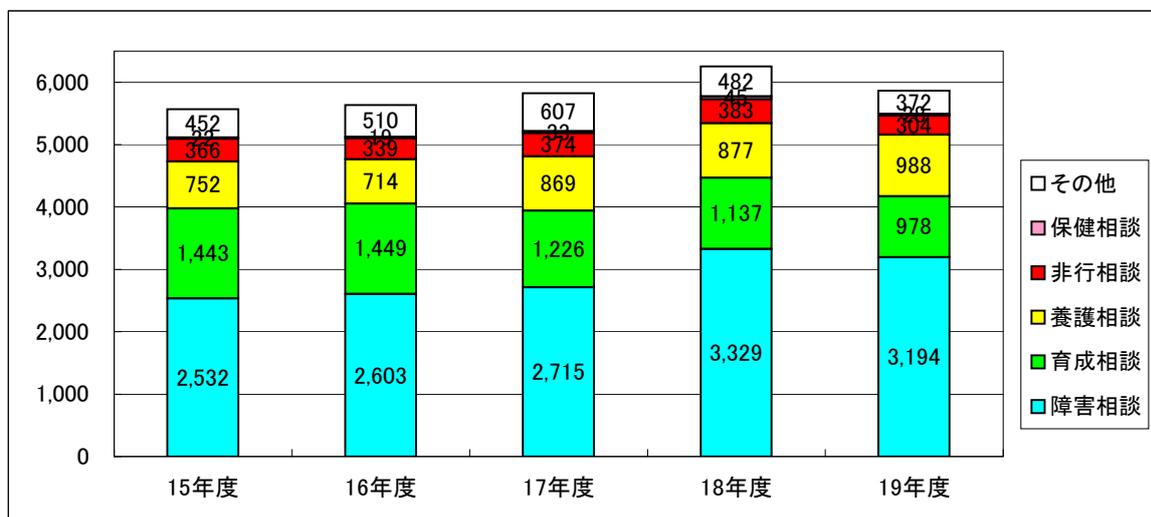
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
a) 中央こども家庭相談センター	2,624	2,616	2,834	2,958	3,021
b) 高田こども家庭相談センター	1,945	2,002	2,087	2,482	2,162
c) 小計(a+b)	4,569	4,618	4,921	5,440	5,183
d) 子どもと家庭テレホン相談	998	1,016	903	813	681
e) 総件数(c+d)	5,567	5,634	5,824	6,253	5,864



(2) 相談種類別の推移

【単位：件、()内%】

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
① 障害相談	2,532 (45)	2,603 (46)	2,715 (47)	3,329 (53)	3,194 (54)
② 育成相談	1,443 (26)	1,449 (26)	1,226 (21)	1,137 (18)	978 (17)
③ 養護相談	752 (14)	714 (13)	869 (15)	877 (14)	988 (17)
④ 非行相談	366 (7)	339 (6)	374 (6)	383 (6)	304 (5)
⑤ 保健相談	22 (0)	19 (0)	33 (1)	45 (1)	28 (1)
⑥ その他(上記以外)	452 (8)	510 (9)	607 (10)	482 (8)	372 (6)
合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	5,567 (100)	5,634 (100)	5,824 (100)	6,253 (100)	5,864 (100)

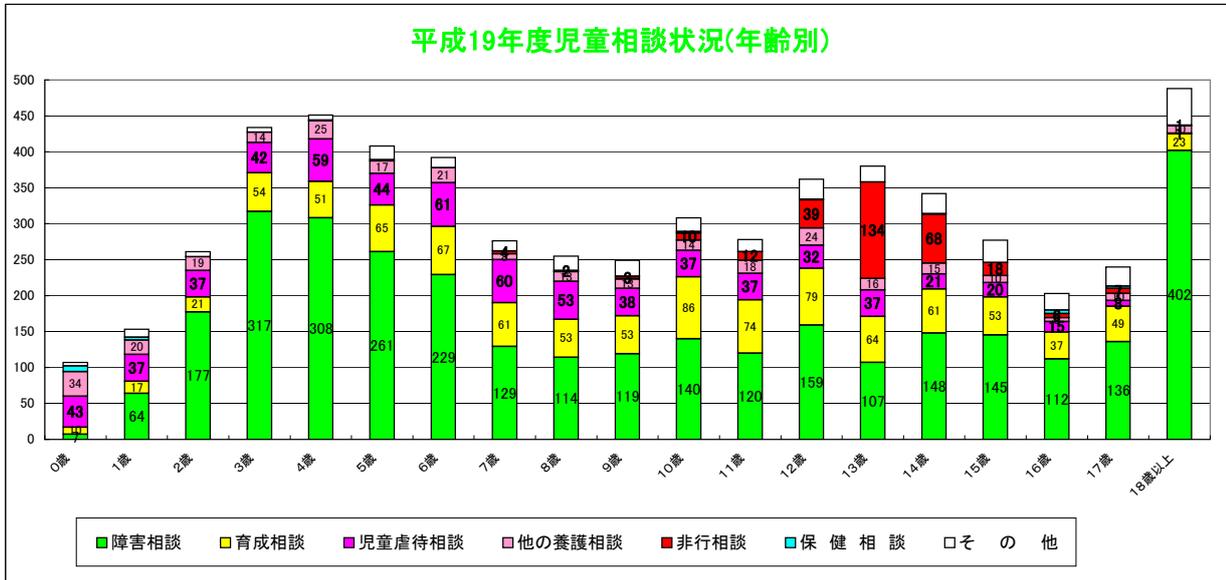


(3) 年齢別相談件数

【単位：件】

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	総計
障害相談	肢体不自由	0	5	9	14	15	8	2	2	7	2	3	3	4	0	1	0	0	0	1	76
	視覚障害	0	0	1	5	6	2	2	1	0	0	2	3	0	0	1	0	1	3	0	27
	言語発達	0	3	6	11	7	6	9	1	4	1	4	2	1	1	0	0	1	0	0	57
	重症心身障害	1	4	14	22	12	16	10	11	13	9	7	5	8	4	4	9	13	8	159	329
	知的	6	46	139	254	252	187	188	105	88	101	118	98	142	101	140	135	95	124	242	2,561
	自閉症等	0	6	8	11	16	42	18	9	2	6	6	9	4	1	2	1	2	1	0	144
小計		7	64	177	317	308	261	229	129	114	119	140	120	159	107	148	145	112	136	402	3194
育成相談	性格行動	1	2	2	2	7	14	25	35	36	39	62	53	51	38	34	33	25	21	9	489
	不登校	0	0	1	1	1	2	2	8	4	5	9	11	18	17	21	14	9	7	1	131
	適性	0	4	9	36	23	22	22	15	11	6	9	8	7	7	5	5	3	20	13	225
	育児・しつけ	9	11	9	15	20	27	18	3	2	3	6	2	3	2	1	1	0	1	0	133
小計		10	17	21	54	51	65	67	61	53	53	86	74	79	64	61	53	37	49	23	978
養護	児童虐待	43	37	37	42	59	44	61	60	53	38	37	37	32	37	21	20	15	8	1	682
	その他の養護	34	20	19	14	25	17	21	8	13	13	14	18	24	16	15	10	5	10	10	306
	小計	77	57	56	56	84	61	82	68	66	51	51	55	56	53	36	30	20	18	11	988
非行	く犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	6	2	13	38	23	8	5	6	1	106
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	4	10	26	96	45	10	1	1	0	198
	小計	0	0	0	0	0	0	0	4	2	3	10	12	39	134	68	18	6	7	1	304
保健相談	8	4	0	0	1	2	0	0	0	1	2	0	1	0	1	0	5	3	0	28	
その他	5	11	7	7	7	19	14	14	20	22	19	17	28	22	28	31	23	27	51	372	
総計		107	153	261	434	451	408	392	276	255	249	308	278	362	380	342	277	203	240	488	5864

平成19年度児童相談状況(年齢別)

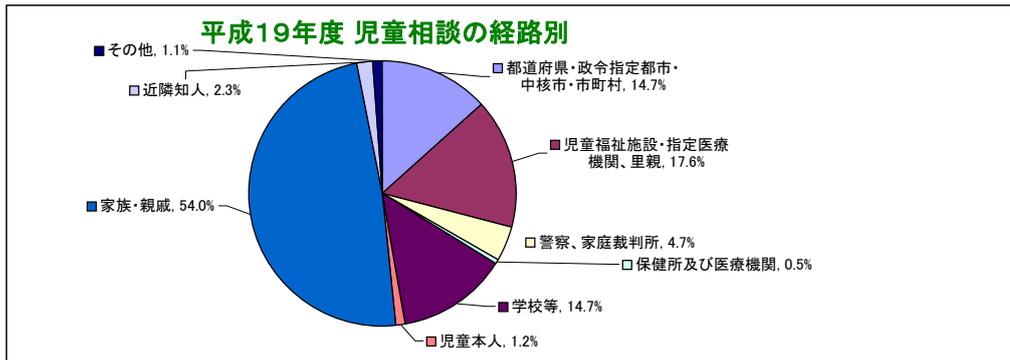


(4) 経路別受理件数

【単位：件】

	都道府県・政令指定都市・中核市・市町村					児童福祉施設・指定医療機関等					家庭			保健所及び医療機関			学校等			家族・近隣		児童	その他	総計
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	児童委員	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関	児童家庭支援センター	里親	警察署	裁判所	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	親戚	知人	本人				
男	50	289	47	0	163	16	578	43	2	1	172	11	2	19	12	114	16	2,008	57	19	41	3,660		
女	21	158	39	2	92	14	345	27	1	3	85	8	0	6	9	76	7	1,159	76	50	26	2,204		
計	71	447	86	2	255	30	923	70	3	4	257	19	2	25	21	190	23	3,167	133	69	67	5,864		
割合	1.2%	7.6%	1.5%	0.0%	4.3%	0.5%	15.7%	1.2%	0.1%	0.1%	4.4%	0.3%	0.0%	0.4%	0.4%	3.2%	0.4%	54.0%	2.3%	1.2%	1.1%			
グループ計	861					1030					276			27			234				100%			
	14.7%					17.6%					4.7%			0.5%			4.0%							

平成19年度 児童相談の経路別



(5) 市町村別相談種別

(単位:件)

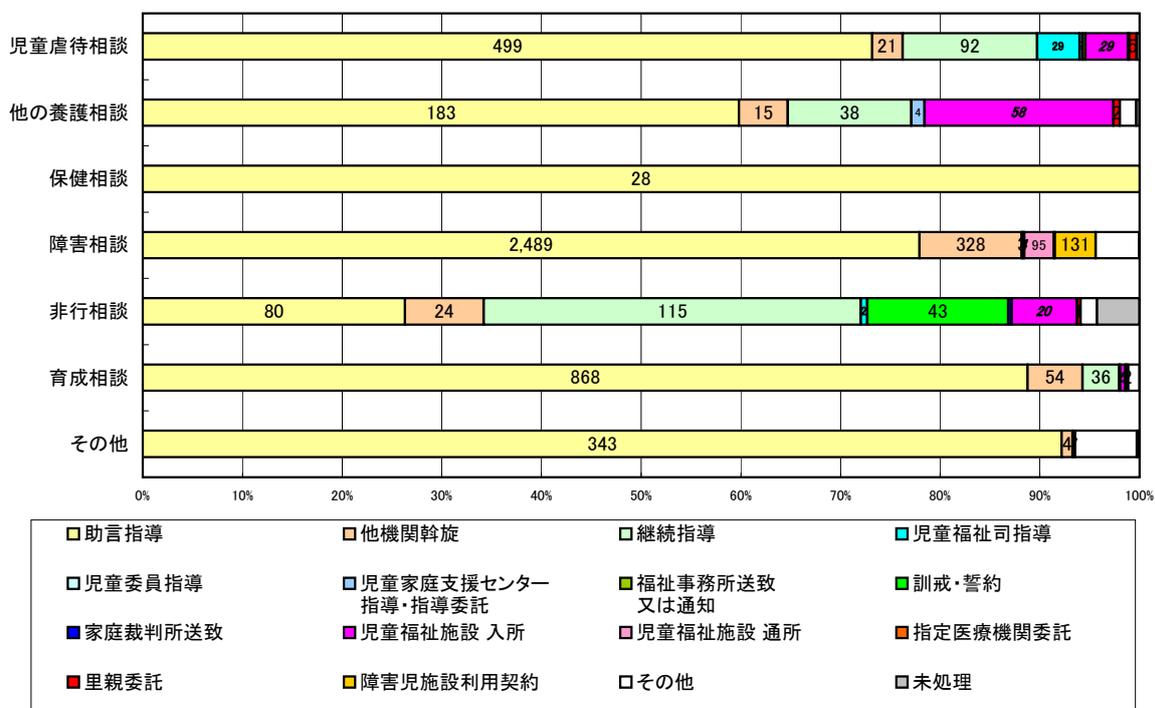
	養護相談			保 健 相 談	障害相談							非行相談			育成相談					そ の 他 の 相 談	総 計
	児 童 虐 待 相 談	他 の 養 護 相 談	小 計		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 症 害	知 的 障 害	自 閉 症 等	小 計	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談	小 計		
奈良市	246	84	330	7	7	2	8	82	619	20	738	36	44	80	195	38	62	28	323	54	1,532
大和高田市	35	27	62	1	4	0	5	18	224	7	258	8	12	20	17	18	32	10	77	40	458
大和郡山市	42	15	57	2	8	0	4	27	149	14	202	4	10	14	21	5	17	10	53	12	340
天理市	40	28	68	1	4	0	0	23	111	0	138	5	2	7	4	3	4	0	11	15	240
橿原市	46	23	69	5	9	4	4	23	243	15	298	17	21	38	19	15	27	2	63	48	521
桜井市	33	17	50	1	1	0	4	10	146	11	172	1	27	28	4	4	9	3	20	19	290
五條市	12	4	16	0	5	3	1	8	65	5	87	4	5	9	4	2	0	6	12	11	135
御所市	9	10	19	1	3	2	3	5	49	4	66	3	7	10	9	4	4	13	30	5	131
生駒市	42	20	62	2	2	1	1	23	152	8	187	2	4	6	42	3	3	6	54	12	323
香芝市	16	5	21	0	6	0	0	15	151	23	195	2	8	10	15	7	19	3	44	16	286
葛城市	7	1	8	0	6	0	0	7	63	5	81	3	4	7	5	2	4	4	15	8	119
宇陀市	13	0	13	0	1	1	6	14	58	2	82	1	4	5	1	1	4	1	7	8	115
山添村	0	0	0	0	0	1	0	0	8	0	9	0	0	0	1	0	2	0	3	0	12
平群町	7	10	17	0	3	0	1	3	35	0	42	0	6	6	3	0	3	0	6	0	71
三郷町	17	1	18	1	0	0	2	8	41	5	56	0	2	2	5	1	1	0	7	1	85
斑鳩町	5	5	10	0	2	0	0	4	58	4	68	0	12	12	4	2	1	3	10	6	106
安堵町	12	0	12	0	0	3	1	1	18	0	23	0	1	1	1	0	2	0	3	0	39
川西町	2	0	2	0	0	0	0	1	25	1	27	0	3	3	1	0	0	0	1	2	35
三宅町	3	2	5	0	0	0	0	0	11	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	2	18
田原本町	11	5	16	0	2	6	2	8	49	1	68	0	1	1	5	0	1	1	7	3	95
曾爾村	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
御杖村	0	0	0	0	0	0	5	0	12	0	17	0	0	0	0	0	0	1	1	0	18
高取町	3	3	6	0	0	0	0	3	14	0	17	3	2	5	5	0	5	0	10	3	41
明日香村	0	0	0	0	1	0	0	0	11	0	12	1	0	1	0	0	1	0	1	0	14
上牧町	6	7	13	0	5	0	1	5	38	4	53	2	8	10	0	2	2	2	6	8	90
王寺町	22	2	24	0	1	1	0	7	27	1	37	0	6	6	4	2	1	1	8	7	82
広陵町	7	5	12	1	3	1	3	10	44	2	63	0	2	2	7	5	4	3	19	6	103
河合町	1	0	1	0	0	0	0	3	15	1	19	1	0	1	5	1	2	1	9	2	32
吉野町	4	1	5	0	0	0	0	4	5	0	9	2	0	2	13	0	0	2	15	2	33
大淀町	9	4	13	0	1	0	0	6	31	0	38	2	2	4	2	1	2	2	7	7	69
下市町	1	1	2	0	0	0	0	0	15	0	15	0	1	1	1	0	1	0	2	7	27
黒滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
天川村	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	5	0	0	0	0	0	1	0	1	0	6
野迫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
十津川村	0	2	2	0	0	0	0	0	27	0	27	0	0	0	3	0	2	0	5	0	34
下北山村	0	0	0	0	0	1	1	0	3	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
上北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	3
川上村	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
東吉野村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
39市町村の計	651	282	933	22	74	27	53	320	2,531	135	3,140	98	194	292	396	116	218	102	832	304	5,523
県外	15	18	33	0	0	0	0	9	26	1	36	3	4	7	13	1	0	4	18	39	133
不明	16	6	22	6	2	0	4	0	4	8	18	5	0	5	80	14	7	27	128	29	208
合計	682	306	988	28	76	27	57	329	2,561	144	3,194	106	198	304	489	131	225	133	978	372	5,864

(6)相談援助状況

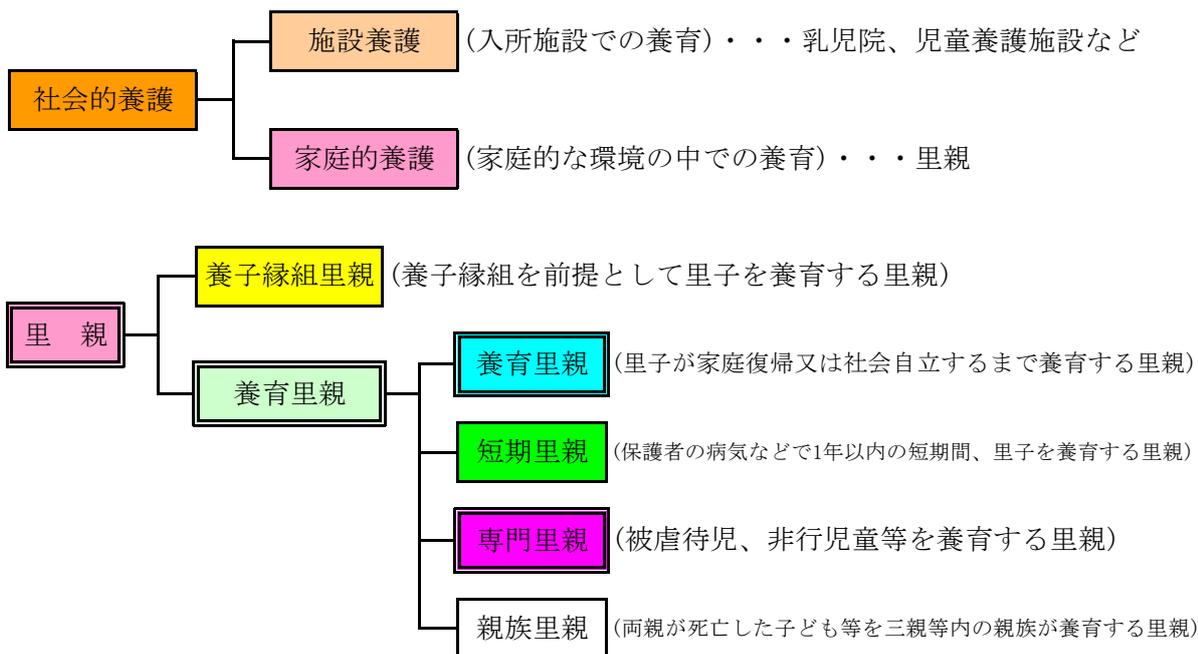
(単位:件)

平成19年度	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター 指導・指導委託	福祉事務所 送致又は通知	訓戒・誓約	家庭裁判所送致	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	障害児施設利用契約	その他	未処理	総計	
	助言指導	他機関幹旋	継続指導							入所	通所							
児童虐待相談	499	21	92	29		2	2			29	0	1	5	0	2		682	
他の養護相談	183	15	38			4				58			2		5	1	306	
養護相談	682	36	130	29	0	6	2	0	0	87	0	1	7	0	7	1	988	
保健相談	28																28	
障害相談	肢体不自由	44	1								2			29			76	
	視聴覚	19									2			6			27	
	言語発達	47	4								2			3	1		57	
	重症心身障害	259	12					1			3	3		24	27		329	
	知的障害	1,999	293	1						4	86			69	108	1	2,561	
	自閉症	121	18	2											3		144	
	障害相談	2,489	328	3	0	0	0	1	0	0	4	95	3	0	131	139	3,194	
非行相談	ぐ犯	52	3	30	2				7		11						106	
	触法	28	21	85					36	1	9				5	13	198	
	非行相談	80	24	115	2	0	0	0	43	1	20	0	0	1	0	5	13	304
育成相談	性格行動	453	9	24							2				1		489	
	不登校	113	2	11			1				3			1			131	
	適正	170	42	1							1		1		10		225	
	育児・しつけ	132	1														133	
	育成相談	868	54	36	0	0	1	0	0	0	5	1	0	2	0	11	0	978
その他	その他	343	4								1				23	1	372	
総数	4,490	446	284	31	0	7	3	43	1	117	96	4	10	131	185	16	5,864	

平成19年度相談援助状況(相談別割合)



5. 奈良県の里親状況

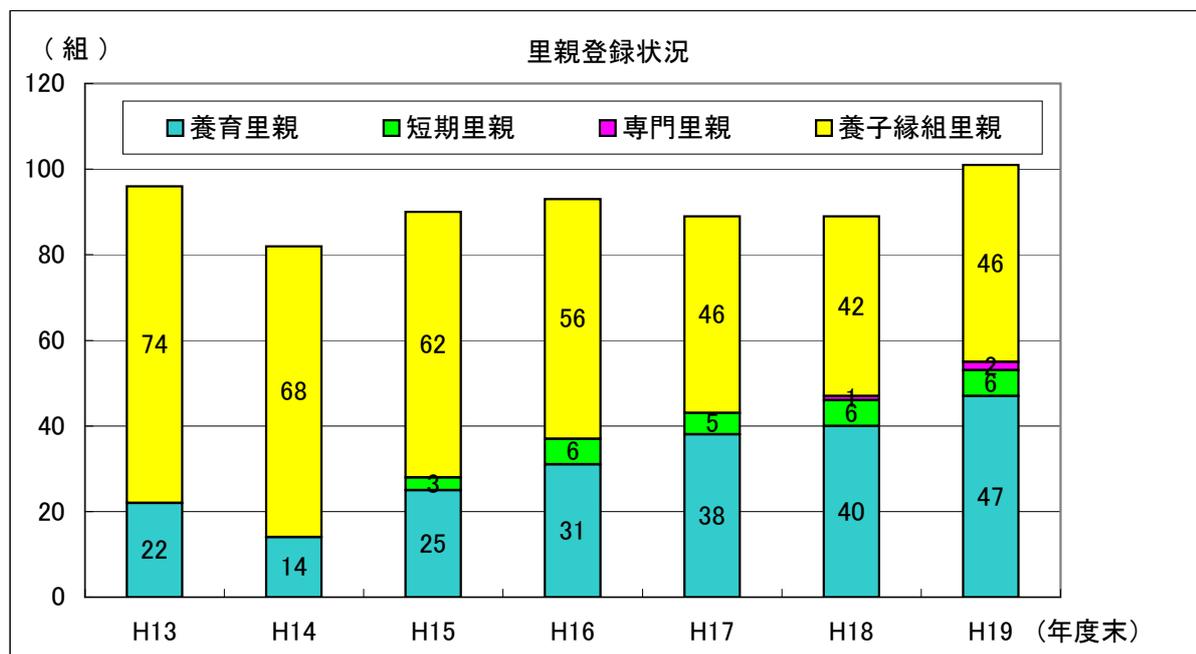


(1) 里親登録状況(各年度末)

(単位：組)

年 度	養育里親	短期里親	専門里親	養子縁組里親	計
H13	22			74	96
H14	14			68	82
H15	25	3		62	90
H16	31	6		56	93
H17	38	5		46	89
H18	40	6	1	42	89
H19	47	6	2	46	101

※専門里親は、養育里親を兼ねています。

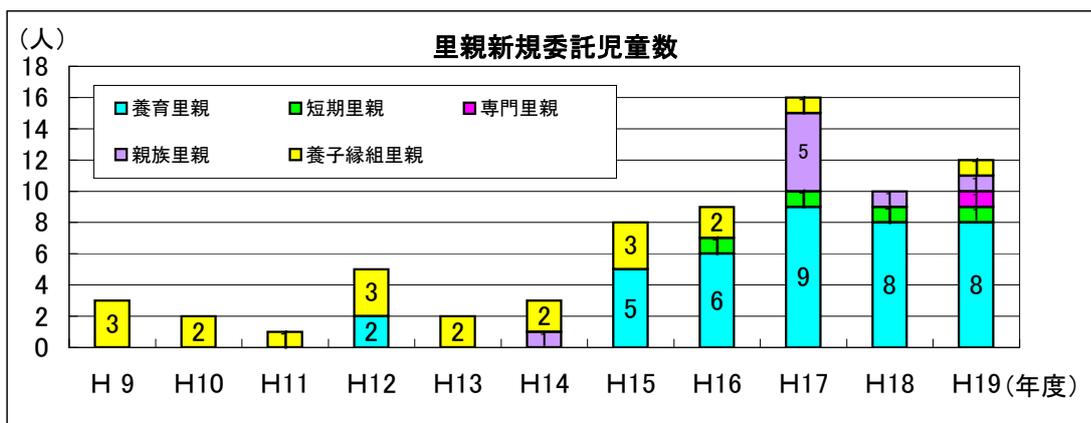


(2) 里親委託状況

①新たに里親委託した児童数（各年度）

(単位：人)

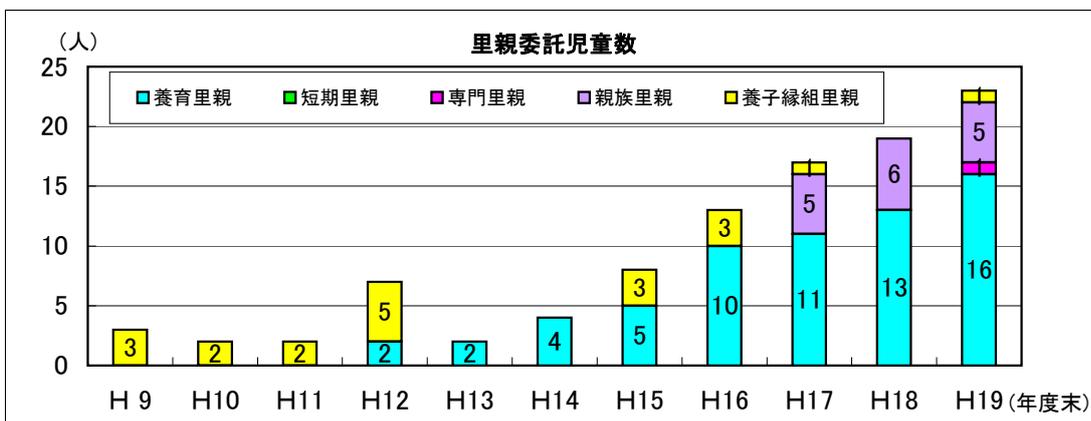
年度	養育里親	短期里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	合計
H 9					3	3
H10					2	2
H11					1	1
H12	2				3	5
H13					2	2
H14				1	2	3
H15	5				3	8
H16	6	1			2	9
H17	9	1		5	1	16
H18	8	1		1		10
H19	8	1	1	1	1	12



②里親委託中の児童数(各年度末)

(単位：人)

年度	養育里親	短期里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	合計
H 9					3	3
H10					2	2
H11					2	2
H12	2				5	7
H13	2					2
H14	4					4
H15	5				3	8
H16	10				3	13
H17	11			5	1	17
H18	13			6		19
H19	16		1	5	1	23

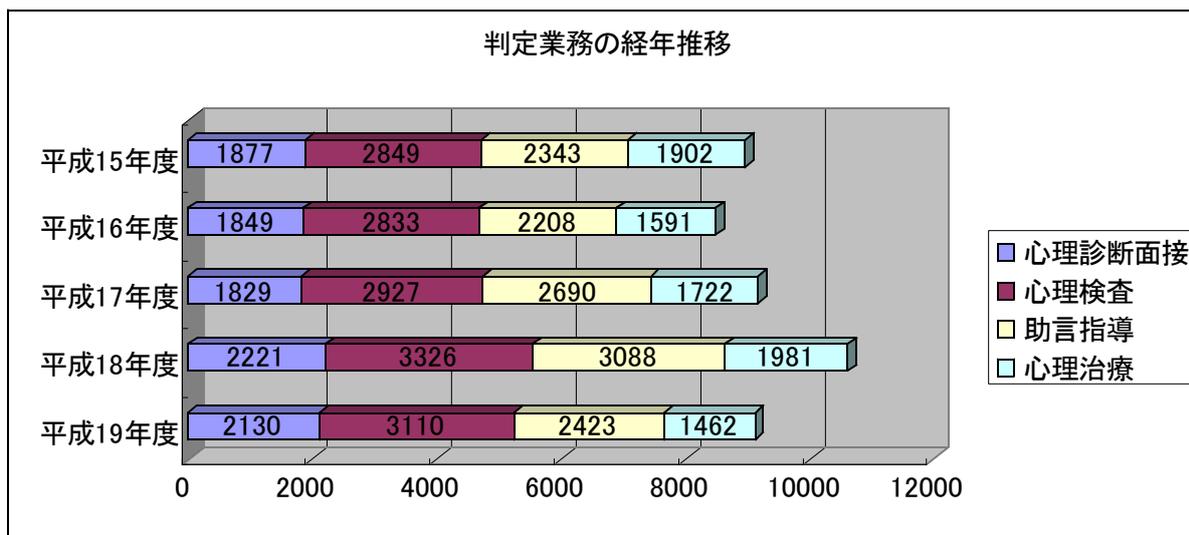


6 判定業務

(1) 判定業務の経年推移

(単位：件)

	心理診断面接	心理検査	助言指導	心理治療
平成15年度	1877	2849	2343	1902
平成16年度	1849	2833	2208	1591
平成17年度	1829	2927	2690	1722
平成18年度	2221	3326	3088	1981
平成19年度	2130	3110	2423	1462

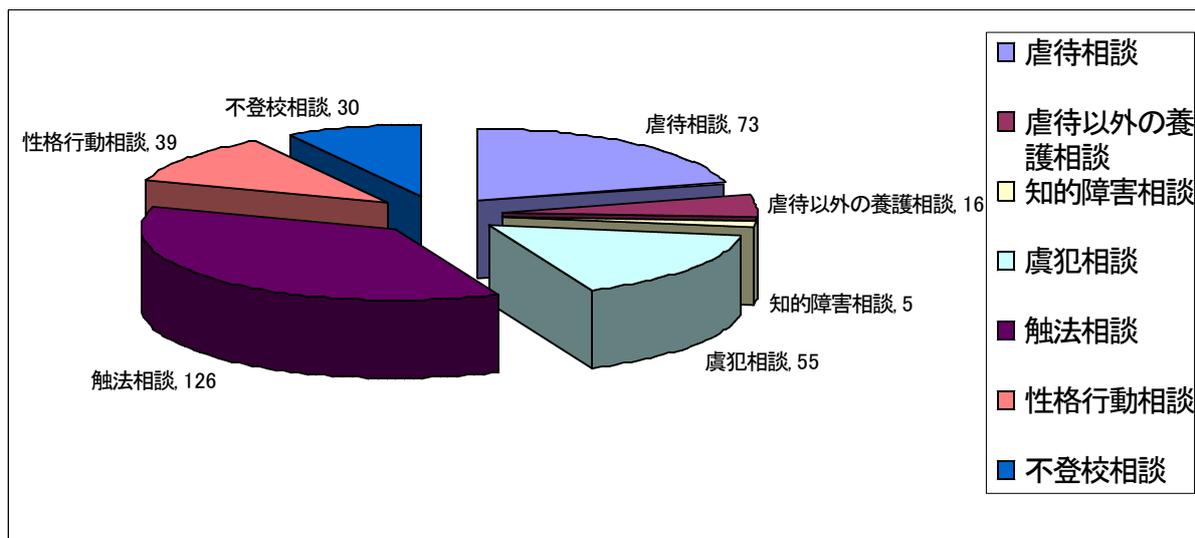


(2) 心理検査の内訳

(単位：件)

	知能検査	発達検査	人格検査	その他
件数	221	2476	374	38

(3) 児童心理司による心理治療の実施状況



(4) 療育手帳の発行状況

(単位：件)

合計	新規取得	再判定
1108	352	756

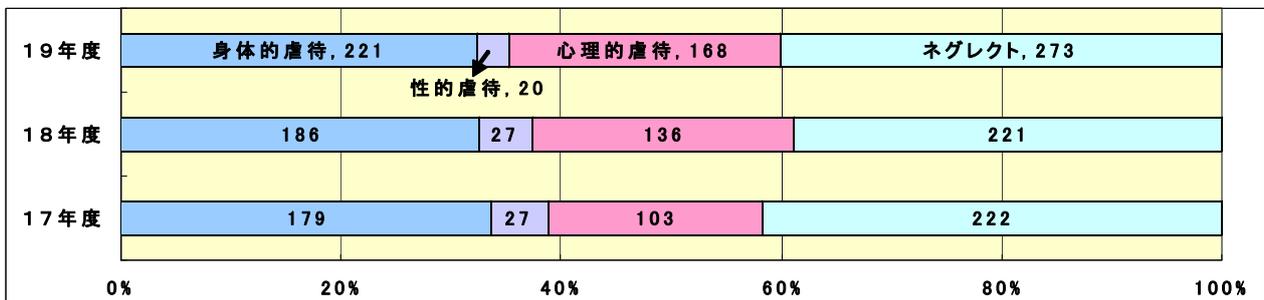
7 児童虐待相談の状況

① 児童虐待相談の受理件数の推移



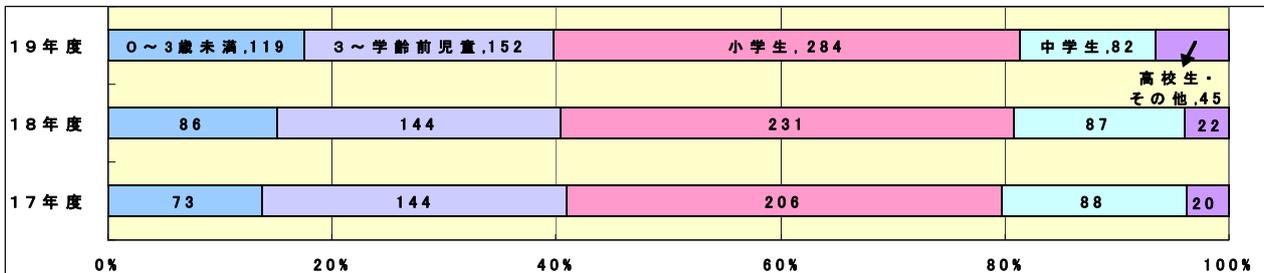
平成19年度の受理した児童虐待相談件数は、682件(対前年比2割増)であり、10年前(平成9年度)の約8倍と大幅に増加している。

② 児童虐待相談の種類別内訳



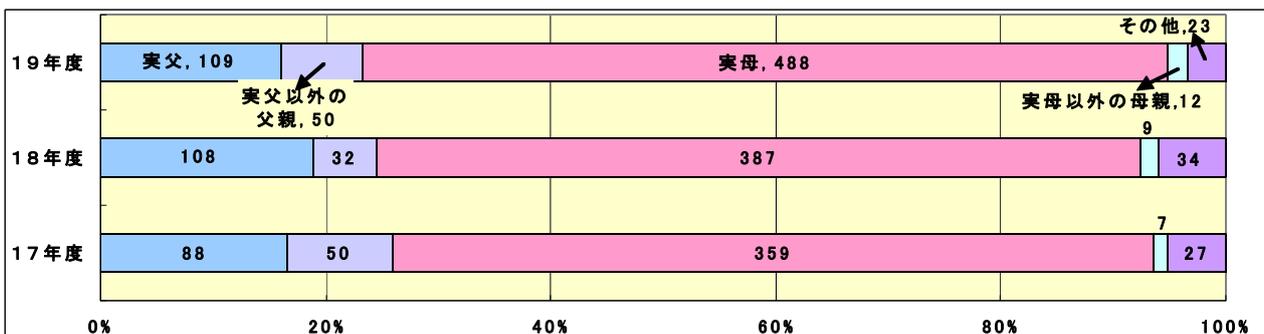
養育の怠慢・拒否であるネグレクトが全体の4割を占め、次に身体的虐待が3割を超える。心理的虐待は年々増加している。

③ 被虐待児の年齢別内訳



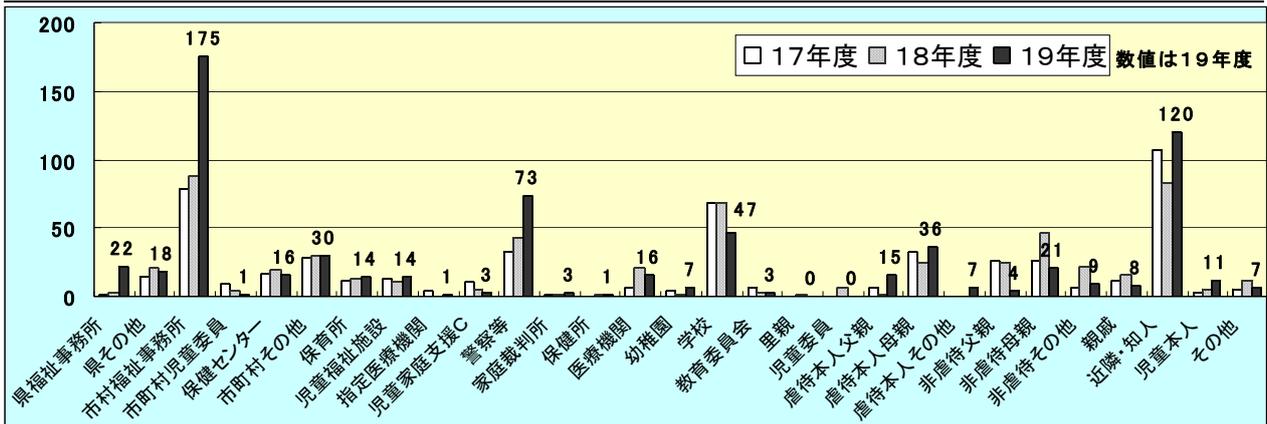
被虐待児の年齢をみると、小学生が一番多く全体の4割を占める。次に就学前の乳幼児が多く、その中でも0～3歳未満の増加率が著しい。

④ 虐待者の内訳



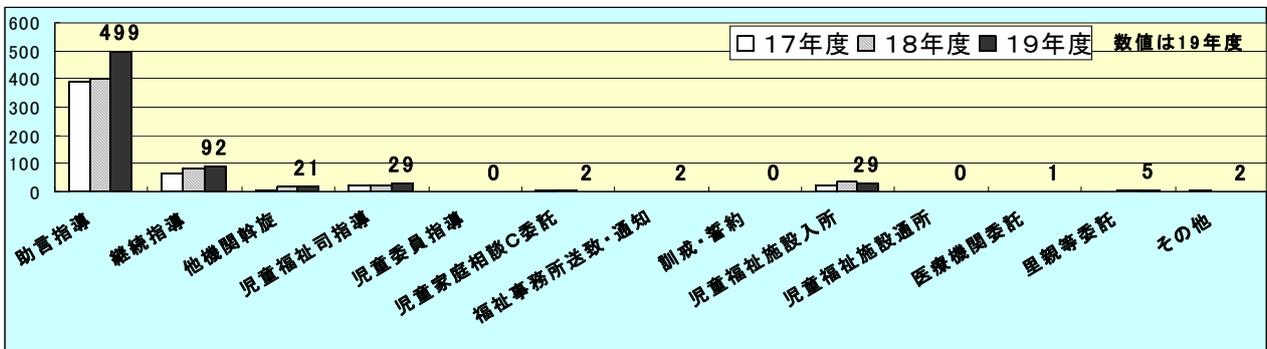
実父による虐待が2割、実母による虐待は7割を超える

⑤ 児童虐待相談の経路別内訳



児童虐待の通告元は市町村が一番多く、前年度からの増加率も高い。次に近隣・知人からの通告が多い。

⑥ 児童虐待相談の処理別内訳



親子分離を図る児童福祉施設入所や里親委託等は35件であり、在宅での継続的な指導（児童福祉指導、継続指導）が121件であった。

⑦ 児童虐待相談への法的対応等

法的対応	17年度	18年度	19年度
児童福祉法第28条による家庭裁判所への申立件数	4	4	3
児童福祉法第29条及び児童虐待防止法第9条による立入調査件数	0	1	0

保護者が児童福祉施設入所等に反対したことによる家庭裁判所へ申立件数は、児童虐待での入所措置した全体の1割程度で推移している。

⑧ 市町村等支援の状況



市町村の児童虐待相談への支援である要保護児童対策地域協議会等の個別ケース検討会議への参加が大きく増加している。

7 一時保護業務

一時保護所の実人員、延人員の経年推移

年度	一時保護所で保護した人数				委託した人数	
	実人員 (内虐待)	延人員	一人平均保 護日数	一日平均保 護人数	実人員 (内虐待)	延人員
平成15年度	115 (24)	1,567	13.6	4.3	30 (14)	570
平成16年度	103 (40)	2,017	19.6	5.5	25 (18)	529
平成17年度	120 (47)	2,555	21.3	7	29 (20)	415
平成18年度	125 (49)	2,887	23.1	7.9	44 (17)	1,098
平成19年度	110 (45)	2,602	23.7	7.1	22 (13)	933

平成19年度の一時保護の実人員は110人、延べ人員は2,602人で平成18年度より実人員、延べ人員とも減少しているが、一人平均保護日数は23.7日と増加している。なお、虐待によるものは45人である。

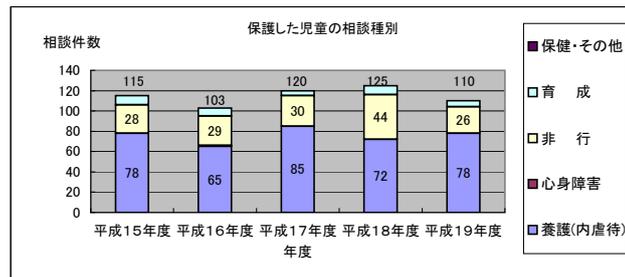
またこの他に、一時保護委託は実人員22人、延べ人員933人である。

相談種別による経年推移

年度	保護した児童の相談種別 (実人員)						延人員 (人)	一人平均 保護日数 (日)
	養護(内虐待)	心身障害	非 行	育 成	保健・その他	合 計		
平成15年度	78 (28)	0	28	9	0	115	1,567	13.6
平成16年度	65 (40)	1	29	8	0	103	2,017	19.6
平成17年度	85 (53)	0	30	5	0	120	2,555	21.3
平成18年度	72 (49)	0	44	9	0	125	2,887	23.1
平成19年度	78 (45)	0	26	6	0	110	2,602	23.7

保護した児童の相談種別では、養護78件
(70.9%)、非行26件(23.6%)で全体の
94.5%を占めている。

相談の中でも虐待相談が40.9%を占めてお
り、18年度の30.2%より増加している。



年齢別受付件数

	前年度末 継続保護	受 付 (年度中)				合 計(件)
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	
養 護 (内虐待)	6 (6)	10 (4)	35 (17)	22 (17)	11 (7)	84 (51)
障 害	0	0	0	0	0	0
非 行	2	0	1	24	1	28
育 成	0	0	0	5	1	6
保健・その他	0	0	0	0	0	0
計	8	10	36	51	13	118

一時保護後の処遇状況

	処 遇 件 数 (年度中)							延 日 数
	児童福祉 施設入所	里親・保護 者受託委託	他の児相 に移送	家裁送致	帰 宅	そ の 他	計	
養 護 (内虐待)	20 (15)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	54 (31)	0 (0)	78 (45)	1,883 (1527)
障 害	0	0	0	0	0	0	0	0
非 行	12	1	0	0	13	0	26	490
育 成	1	0	0	0	5	0	6	229
保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	33	5	0	0	72	0	110	2,602
延 日 数	815	201	0	0	1,586	0	2,602	

IV 女性相談の部

1 女性相談業務の概要

こども家庭相談センター女性相談部門は、「売春防止法」に基づく要保護女子の転落防止と保護更生及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての暴力被害女性の保護を目的として相談及び一時保護を行うとともに、経済的、社会的、又は家庭的に不安や悩みを抱える女性の一般相談も実施している。主な業務は、次のとおり。

(1) 相談

家庭内の不和やいざこざ、夫婦のもめごとや離婚問題、夫や家族の暴力、結婚や異性問題、近隣・職場等の対人関係の悩み等女性のさまざまな相談に応じる。

[受付時間]

○ 中央こども家庭相談センター

電話相談 月曜日～金曜日 9:00～20:00

来所相談 " 9:00～16:00

○ 高田こども家庭相談センター

電話相談 月曜日～金曜日 9:00～16:30

来所相談 " 9:00～16:00

(祝日及び年末、年始は休み)

(2) 一時保護

要保護女子及び暴力被害女性（以下「要保護女子等」という。）で行き先がない等保護を必要とする場合に一時保護を行う。

(3) 自立支援

一時保護した要保護女子等の自立の為の生活指導、諸制度の情報提供、その他自立に必要な援助を行う。

(4) 心理判定

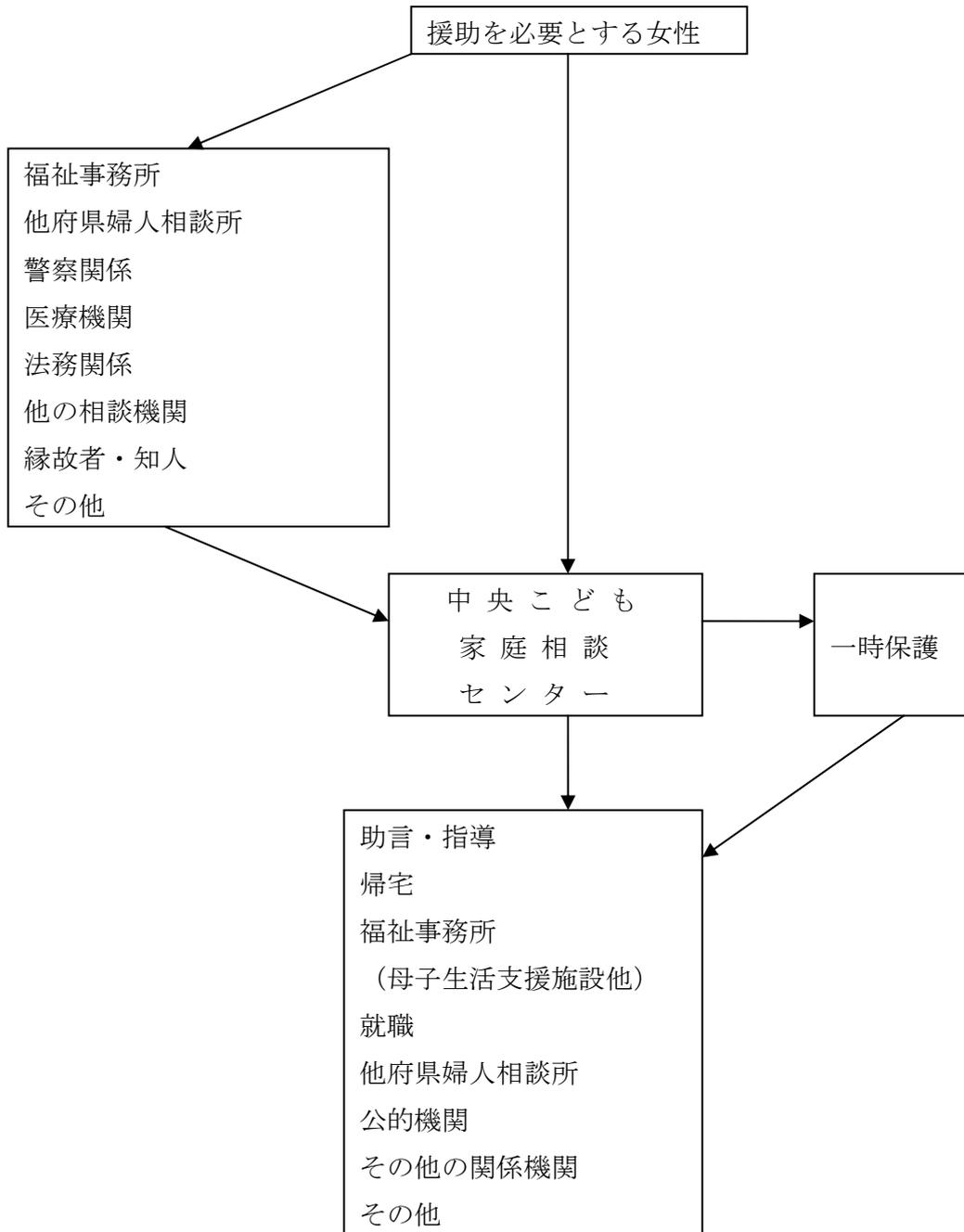
必要に応じて、心理的診断を基に判定を行い自立支援のための資料とする。

(5) 広報

女性相談や女性保護事業について理解を得るため、啓発広報を行う。

2 女性相談業務の流れ

相談は下の図式の流れて処遇される。



3 女性相談業務の分類

女性相談の分類は次のようである。

大項目	中項目	小項目
更生相談	暴力・ヒモ	売春の強要 薬物の強要 暴力団 ヒモからの逃避 その他
	売春	売春 覚醒剤 行状不良 五条違反 その他
	その他	
身上相談	性	性の悩み・不安 性の被害 不純異性交遊 その他
	人権	同和 差別 その他
	対人	友人 職場 近隣 その他
	男女	結婚 恋愛 その他
	その他	生き方など
生活・経済相談	生活・経済	困窮 その他
	医療	病気 その他
	精神保健	精神病・寛解 心の不安 その他
	貸貸・サラ金	借金の返済 サラ金 その他
	財産	相続 遺言 その他
	住宅	住宅 帰住先なし その他
	その他	情報など
職業・就職相談	職業	求職 失職 その他
	労働	雇用条件 技術習得 内職 その他
	その他	
家庭相談	夫婦	不満 離婚 別居 暴力 酒癖 異性問題 ギャンブル
	親・子	子どもの問題 親の問題 養育の問題 その他
	嫁・姑	
	老人	
	その他	

4 女性相談業務統計

1 相談の受付および処遇状況

(1) 3センターの相談状況 (表1)

(H19年度)

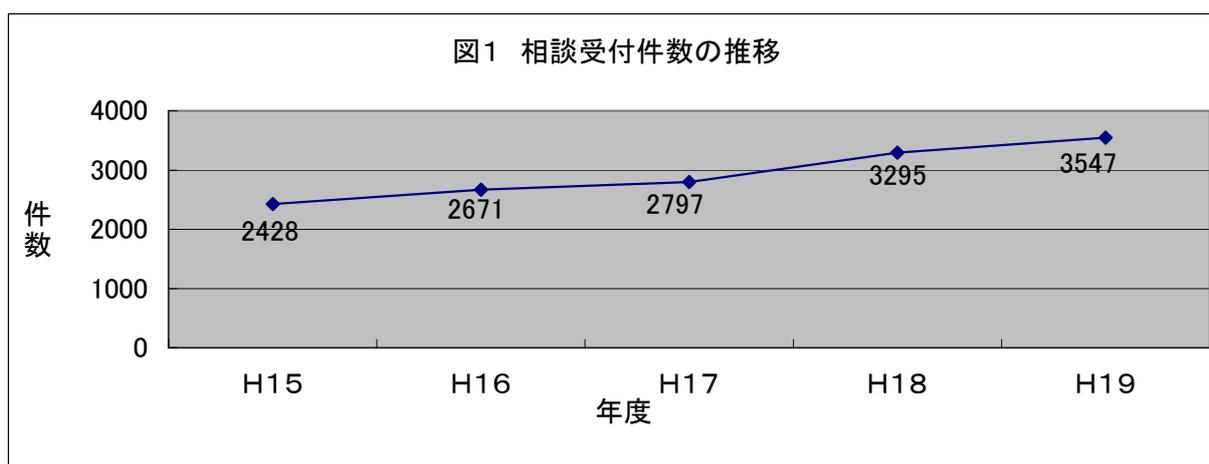
	相談件数	うちDV相談
中央こども家庭相談センター	2,641	823
高田こども家庭相談センター	841	158
女性センター	65	65
計	3,547	1,046

(注) H18年度から女性センターを含む。

相談受付件数の推移 (表2)

		来 所		電 話		その他		計		合計
		新	再	新	再	新	再	新	再	
H15 年度	件数	216	165	766	1,249	9	23	991	1,437	2,428
	%	15.7		83.0		1.3		40.8	59.2	100
H16 年度	件数	243	190	786	1,411	7	34	1,036	1,635	2,671
	%	16.2		82.3		1.5		38.8	61.2	100
H17 年度	件数	216	200	735	1,622	4	20	955	1,842	2,797
	%	14.8		84.3		0.9		34.1	65.9	100
H18 年度	件数	244	260	719	1,998	4	70	967	2,328	3,295
	%	15.1		82.6		2.3		29.3	70.7	100
H19 年度	件数	201	286	719	2,280	8	53	928	2,619	3,547
	%	13.7		84.6		1.7		26.2	73.8	100

平成19年度の相談件数は3,547件で昨年度と比して252件(7.6%)の増加である。図1に相談受付件数の推移を図示する。



(2) 年齢別 (表3)

	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	計
件数	21	422	1,151	1,128	484	239	92	10	3,547
うち男性	0	5	3	3	6	2	0	0	19
%	1	12	32	32	14	7	3	0	100

30代・40代の女性からの相談が最も多い。次いで、50代、20代の女性からの相談が多くなっている。

(3) 経路別 (表4)

		本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育機関	縁故者・知人	その他	計
来所	新	110	24	6	1	2	5	35	1	2	5	8	2	201
	再	269	1	0	1	0	3	4	0	0	3	4	1	286
電話	新	478	52	2	11	22	33	55	5	5	7	34	15	719
	再	1,963	35	19	8	27	44	75	17	5	24	25	38	2,280
その他	新	3	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	8
	再	46	0	0	0	0	0	5	0	0	1	1	0	53
計	新	591	76	8	12	24	39	94	6	7	12	42	17	928
	再	2,278	36	19	9	27	47	84	17	5	28	30	39	2,619
件数		2,869	112	27	21	51	86	178	23	12	40	72	56	3,547
%		81	3	1	1	1	2	5	1	0	1	2	2	100

本人自身からの相談が圧倒的に多く、ついで他の相談機関、警察関係からが多い。

2 相談主訴別の状況

(1) 相談主訴別の経年推移

相談主訴別の経年推移 (表5)

	更生相談	身上相談	生活・経済	職業・就職相	家庭相談	法律相談	その他	計
H15年度	0	317	808	33	1,270	0	0	2,428
H16年度	0	399	814	36	1,422	0	0	2,671
H17年度	0	410	957	21	1,409	0	0	2,797
H18年度	0	476	1,126	44	1,642	0	7	3,295
H19年度	0	323	1,316	84	1,793	8	23	3,547

相談主訴別では家庭相談が最も多く、ついで生活・経済相談、身上相談であり、それらで97%以上を占め、その傾向はここ数年変わっていない。

(2) 身上相談の内容 (表6)

	性	人権	対人	男女	その他	計
件数	2	2	125	52	142	323
%	0.6	0.6	38.7	16.1	44.0	100.0

身上相談では、職場や友人などの対人関係に関するものが多い。

「その他」の中には、とくに相談したいことがなくても孤独を癒すために話し相手を求めるものや、前相談に来た人が近況報告をしてくるものが含まれている。

図2 主訴別件数

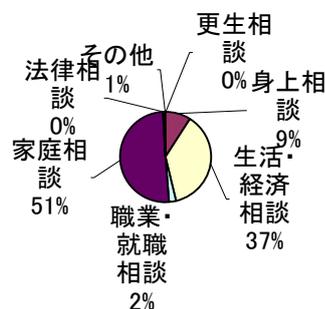
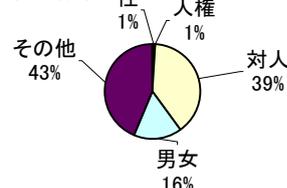


図3 内容別件数

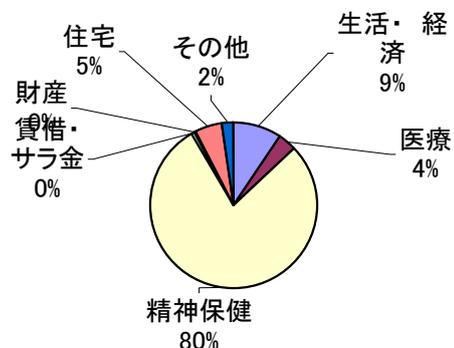


(3) 生活・経済相談の内容(表7)

	生活・経済	医療	精神保健	賃借・サラ金	財産	住宅	その他	計
件数	123	48	1,037	6	5	67	30	1,316

生活・経済相談では、心の不安を訴えるなど精神保健に関するものが圧倒的に多いが、同じ相談者が繰り返し相談してくるケースも多い。

図4 内容別件数

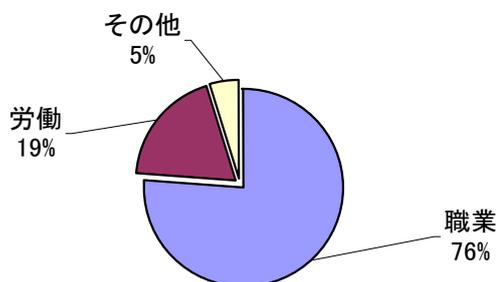


(4) 職業・就職相談の内容(表8)

	職業	労働	その他	計
件数	64	16	4	84
%	76.2	19.0	4.8	100.0

職業・就職の相談は全般的に少ないが、求職等の職業相談や労働環境の相談等がある。

図5 内容別件数

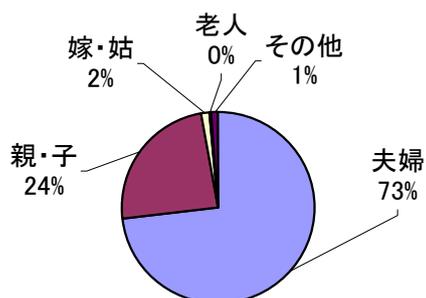


(5) 家庭相談の内容(表9)

	夫婦	親・子	嫁・姑	老人	その他	計
件数	1,310	433	27	1	22	1,793
%	73.1	24.1	1.5	0.1	1.2	100.0

家庭相談では、夫婦に関するものが多いが、特に夫からの暴力相談が多く深刻な問題となっている。また、親・子では家庭内の暴力や引きこもり、ニート等の相談がみられる。

図6 内容別件数



3. 一時保護の状況

(1) 受付件数の経年推移 (表10)

		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
女性	実人員	94	103	109	90	113
	内こども同伴	45	60	65	51	55
	延人員	1,191	1,564	1,912	1,535	2,126
同伴児	実人員	67	103	148	92	94
	延人員	850	1,769	2,788	1,532	1,924

一時保護した人は113人で、前年度より23人(26%)増加している。

同伴児の実人員94人を年齢別に分類すると乳児7人、幼児35人、小学生33人、中学生10人、その他9人である。

(2) 入所理由の経年推移 (表11)

	夫等の暴力	家庭不和	帰住先なし	近隣不和	その他	計
H15年度	61	10	15	0	8	94
H16年度	79	7	17	0	0	103
H17年度	74	15	14	0	6	109
H18年度	77	2	11	0	0	90
H19年度	83	10	14	2	4	113

夫等からの暴力が原因で一時保護に至ったケースが全体の73%である。

(3) 年齢別受付件数推移 (表12)

	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代以上	計
H15年度	1	18	34	24	9	8	94
H16年度	5	29	32	16	9	12	103
H17年度	4	16	53	18	9	9	109
H18年度	3	24	34	16	6	7	90
H19年度	2	25	35	27	14	10	113

平成19年度は30代、40代が多くついで20代となっている。

(4) 一時保護の受付経路推移 (表13)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
本人自身	26	22	39	25	29
警察関係	14	29	29	23	45
法務関係	2	3	0	3	0
他の婦人相談所	1	2	3	2	1
他の婦人相談員	10	1	1	0	7
福祉事務所	13	9	12	15	8
他の相談機関	14	28	9	11	15
社会福祉施設等	1	1	2	0	2
医療関係	2	2	2	3	3
教育関係	3	0	2	1	1
縁故者・知人	8	4	9	6	1
その他	0	2	1	1	1
計	94	103	109	90	113

平成19年度は警察関係、次いで本人自身、他の相談機関（市町村の相談機関等）から紹介されて保護したケースが多い。

(5) 一時保護の日数推移 (表14)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
1～5日	34	40	36	20	35
6～10日	17	12	13	17	12
11～15日	17	11	15	15	15
16～20日	6	12	8	8	11
21～25日	9	8	11	10	10
26～50日	10	16	19	19	25
51～100日	1	3	7	1	5
101日～	0	1	0	0	0
計	94	103	109	90	113

平成19年度は、全体の約55%が15日までに何らかの解決策を見い出して退所しているが、退所までに3ヶ月以上要した人が5名いた。

(6) 一時保護後の処遇状況推移 (表15)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
就職・自営	14	9	7	6	6
帰宅	41	34	24	29	35
福祉事務所へ移送	12	21	19	16	11
他府県婦相へ	3	0	3	0	0
その他関係機関	1	3	2	1	0
住宅設定	13	11	16	19	22
実家・身内宅	5	16	26	5	22
友人・知人宅	3	3	3	9	5
その他	2	6	9	5	12
計	94	103	109	90	113

平成19年度は全体の31%は帰宅している。福祉事務所への移送は母子生活支援施設入所。その他には、行先を告げず退所した者の他に年度末において一時保護中の者を含む。

4. ドメスティック・バイオレンス（DV）の状況

（1）DVの相談件数、一時保護件数（表16）

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
相談件数	622	707	782	844	1,046
一時保護件数	69	79	84	76	96
保護延人数（女性）	843	1,196	1,519	1,200	1,794

DVの相談件数は1,046件と平成18年度に比べて202件（24%）増加している。それに伴い、一時保護件数、保護延人数も平成18年度に比べて増加している。

（2）暴力を加える者（表17）

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
夫	496	539	597	690	803
内夫	39	38	71	75	106
前夫	48	64	56	45	61
パートナー	8	23	24	17	24
親	12	5	10	11	29
子ども	17	25	21	6	13
その他	2	13	3	0	10
計	622	707	782	844	1,046

夫からの暴力が全体の77%を占めている。内夫、前夫をあわせると93%を超える。

（3）暴力を受けた女性の年齢（表18）

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
19歳以下	8	5	6	7	4
20代	93	137	158	148	201
30代	236	281	296	349	432
40代	149	143	163	206	233
50代	64	70	84	71	97
60歳以上	56	66	61	50	72
不明	16	5	14	13	7
計	622	707	782	844	1,046

暴力を受けた女性は、19歳以下から60歳以上の全ての年齢にみられるが、30代の女性が一番多く、次に40代、20代となっている。

（4）相談後の処遇状況（表18）

		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
一時保護		69	79	84	76	96
助言指導		511	575	644	709	879
他機関紹介	福祉事務所	13	3	6	13	10
	家裁	5	3	5	6	3
	弁護士	3	15	9	10	24
	警察	3	10	8	2	7
	他府県婦相	6	2	5	4	5
	その他	12	20	21	24	22
	計		622	707	782	844

(5) 一時保護した女性の処遇状況 (表19)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
就職・自営	7	3	4	3	5
帰宅	33	28	20	26	34
福祉事務所へ移送	9	18	17	13	8
他府県婦相へ	1	0	1	0	0
その他の関係機関へ	0	1	1	1	0
住宅設定	11	11	14	18	16
実家・身内宅	5	14	21	5	11
友人・知人宅	1	1	3	9	14
その他	2	3	3	1	8
計	69	79	84	76	96

一時保護後の退所先は、帰宅が最も多く35%、ついで住宅設定、友人・知人宅となっている。

(6) 自立支援員活動状況(表20)

	H18年度	H19年度
支援ケース	15	17
所内面接	72	75
家裁等同行支援	27	18
訪問	17	5
連絡調整	6	1
ケース会議	6	2
その他	3	2
合計	131	103

平成18年度から一時保護所を退所した被害者が、地域社会で安定した自立生活を継続して送ることができるよう自立支援員を設置し、相談面接や同行支援等の援助を行っている。

(7) 保護命令 (地裁へ書面提出) 件数 (表21)

	提出件数	発令済み
H15年度	23	23
H16年度	34	33
H17年度	52	45
H18年度	41	35
H19年度	58	53

平成19年度における保護命令に関して裁判所より書面の提出を求められた件数は58件。うち保護命令が発令されたもの53件、本人よりの取り下げ2件であった。

5. 心理療法担当職員活動状況（H19年度）

（1）業務内訳

（単位：件数）

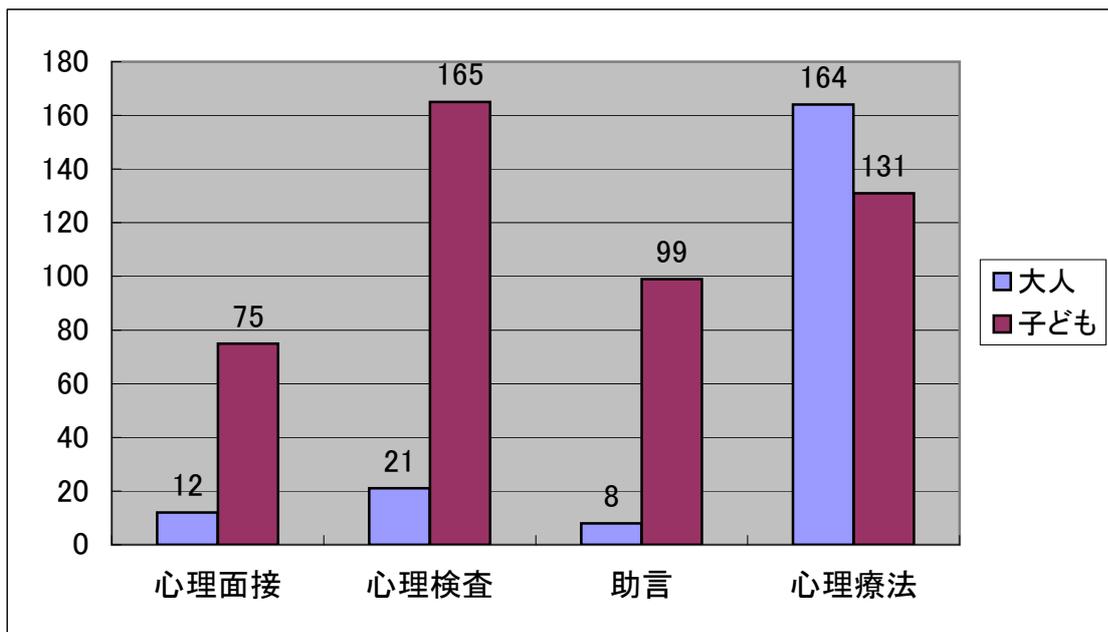


図1 業務内訳

心理療法担当職員の業務内訳は図1の通りである。本人だけでなく、同伴児への関わりが大きな位置を占めている。

心理面接には、DV被害者同伴児の特別ケア面接を含んでいる。

心理検査には、知能検査、発達検査、人格検査、その他の検査を使用している。

心理療法には、退所後の支援と、集団で行う心理的サポートを目的とした諸々の活動も含まれている。

（2）同伴児グループ学習活動

当県では、閉鎖的な環境で心理的ストレスを増幅させやすい同伴児たちに対し、ケアを目的とするグループでの学習活動を試みている。また毎回ではないが、学生ボランティアが参加している。

実施	月	回数	時間	実数	のべ人数	スタッフ数	内容
平成19年	4	14	14	7	42	1～3	学習指導
	5	8	8	6	38	1～3	
	6	15	12.25	11	56	1～3	
	7	12	12.25	15	65	1～3	
	8	21	22.25	19	141	1～3	
	9	12	12	6	50	1～3	
	10	4	5	7	9	1～3	
	11	10	10	6	34	1～3	
	12	13	13	7	65	1～3	
平成20年	1	11	11	8	57	1～3	学習指導
	2	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	0	
計		120回	119.75h	92人	557人		

1 県内市町村 子ども相談窓口一覧

平成20年4月1日現在

No	市町村名	総合窓口	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	奈良市	子育て課内家庭児童相談室	630-8580	奈良市二条大路南1-1-1	0742-34-4796	0742-34-4796
2	大和高田市	児童福祉課	635-0076	大和高田市大中100-1	0745-22-1101	0745-52-2801
3	大和郡山市	こども福祉課	639-1198	大和郡山市北郡山町248-4	0743-53-1151	0743-53-1049
4	天理市	児童福祉課	632-8555	天理市川原城町605	0743-63-1001	0743-62-2880
5	橿原市	児童福祉課・子育て支援室	634-8586	橿原市畝傍町9-1 保健福祉センター南館内	0744-22-8984	0744-25-2221
6	桜井市	児童福祉課	633-8585	桜井市粟殿432-1	0744-42-9111	0744-44-2172
7	五條市	児童福祉課	637-8501	五條市本町1-1-1	0747-22-4001	0747-22-4039
8	御所市	家庭児童相談室	639-2221	御所市35	0745-62-4512	0745-62-5007
9	生駒市	子どもサポートセンターゆう	630-0251	生駒市谷田町1615 アコールいこまもやい館内	0743-73-1005	0743-73-1007
10	香芝市	家庭児童相談室	639-0292	香芝市逢坂1-374-1 総合福祉センター内	0745-79-7522	0745-79-7532
11	葛城市	児童福祉課	639-2164	葛城市長尾85	0745-48-2811	0745-48-8511
12	宇陀市	福祉課	633-0029	宇陀市榛原区下井足17-3	0745-82-8000	0745-82-7234
13	山添村	保健福祉課	630-2344	山辺郡山添村大西1395-1 保健福祉センター内	0743-85-0045	0743-85-0820
14	平群町	健康保険課(プリズムめぐり)	636-0914	生駒郡平群町西宮2-1-6	0745-45-8600	0745-45-8611
15	三郷町	福祉政策課	636-8535	生駒郡三郷町勢野西1-1-1	0745-73-2101	0745-32-3768
16	斑鳩町	福祉課	636-0198	生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12	0745-74-1001	0745-74-1011
17	安堵町	健康福祉課	639-1095	生駒郡安堵町東安堵853 福祉保健センター内	0743-57-1591	0743-57-1592
18	川西町	住民福祉課	636-0202	磯城郡川西町結崎28-1	0745-44-2211	0745-44-4780
19	三宅町	健康福祉課健康福祉グループ	636-0213	磯城郡三宅町伴堂848-1 保健福祉施設「あざさ苑」内	0745-43-3580	0745-43-2018
20	田原本町	健康福祉課社会児童福祉係	636-0392	磯城郡田原本町890-1	0744-34-2098	0744-32-2977
21	曾爾村	住民生活課	633-1212	宇陀郡曾爾村今井495-1	0745-94-2101	0745-94-2066
22	御杖村	保健福祉課	633-1302	宇陀郡御杖村菅野1581	0745-95-2828	0745-95-3567
23	高取町	住民福祉課	635-0154	高市郡高取町観音寺990-1	0744-52-3334	0744-52-4063
24	明日香村	住民課	634-0111	高市郡明日香村岡55	0744-54-2282	0744-54-2440
25	上牧町	福祉課	639-0293	北葛城郡上牧町上牧3350	0745-76-1001	0745-77-6671
26	王寺町	福祉介護課福祉係	636-8511	北葛城郡王寺町王寺2-1-23	0745-73-2001	0745-73-6311
		保健センター	636-0003	北葛城郡王寺町久度2-1-1-501	0745-33-5000	0745-33-5001
		教育委員会学校教育課	636-8511	北葛城郡王寺町王寺2-1-18	0745-72-1031	0745-72-9588
27	広陵町	福祉課	635-0821	北葛城郡広陵町笠161-2 さわかホール内	0745-55-6771	0745-55-6585
28	河合町	健康福祉課	636-8501	北葛城郡河合町池部1-1-1	0745-57-0200	0745-57-2027
29	吉野町	健康福祉課	639-3114	奈良県吉野郡吉野町丹治130-1	0746-32-0521 0746-32-8856	0746-32-4690
30	大淀町	少子高齢化社会対策課	638-8501	吉野郡大淀町椋垣本2090	0747-52-5501	0747-52-4310
31	下市町	住民福祉課	638-8510	吉野郡下市町下市1960	0747-52-0001	0747-52-0007
32	黒滝村	保健福祉課	638-0292	吉野郡黒滝村寺戸77	0747-62-2031	0747-62-2569
33	天川村	住民課	638-0392	吉野郡天川村南日裏200	0747-63-9110	0747-63-9111
34	野迫川村	住民課	648-0392	吉野郡野迫川村北股84	0747-37-2101	07473-7-2107
35	十津川村	福祉事務所	637-1333	吉野郡十津川村小原225-1	07466-2-0902	07466-2-0580
36	下北山村	保健センター	639-3802	吉野郡下北山村浦向375	07468-6-0015	07468-6-0017
37	上北山村	住民課	639-3701	吉野郡上北山村河合330	07468-2-0001	07468-3-0265
38	川上村	住民福祉課	639-3594	吉野郡川上村迫1335-7	07465-2-0111	07465-2-0345
39	東吉野村	住民福祉課	633-2492	吉野郡東吉野村小川199	0746-42-0441	0746-42-1255

2 県内児童福祉施設等一覧

施設種別	施設名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	定員
乳児院						
1	いこま乳児院	630-0257	生駒市元町2-14-8	0743-74-1173	0743-74-1143	25名
2	いかるが乳児院	636-0116	生駒郡斑鳩町法隆寺2-12-8	0745-74-2153	0745-74-2805	25名
児童養護施設						
3	愛染寮	630-0257	生駒市元町2-14-8	0743-74-1172	0743-74-1911	60名
4	いかるが園	636-0116	生駒郡斑鳩町法隆寺2-12-8	0745-74-2152	0745-74-3538	55名
5	天理養徳院	632-0018	天理市別所町715-3	0743-62-0371	0743-63-5381	85名
6	飛鳥学院	633-0053	桜井市谷480	0744-42-2831	0744-43-7080	86名
7	大和育成園	633-0253	宇陀市榛原区萩原1758	0745-82-0107	0745-82-8225	40名
8	嚶鳴学院	637-0027	五條市島野町745	0747-23-5861	0747-22-7000	40名
児童自立支援施設						
9	精華学院(県立)	630-8411	奈良市高樋町172	0742-62-9207	0742-62-3572	60名
知的障害児施設						
10	登美学園(県立)	631-0043	奈良市菅野台2-43	0742-45-0691	0742-45-0692	65名
11	成美学寮	630-1231	奈良市柳生下町445	0742-94-0205	0742-94-0215	15名
12	愛の集い学園	635-0051	大和高田市根成柿340-1	0745-52-5174	0745-52-5185	30名
13	吉野学園	638-0821	吉野郡大淀町下淵1642-20	0747-52-7631	0747-53-0585	50名
14	五條学園	637-0027	五條市島野町744	0747-23-5861	0747-22-7000	30名
肢体不自由児施設						
15	東大寺整肢園	630-8211	奈良市雑司町406-1	0742-22-5577	0742-23-0198	83名
盲・ろうあ児施設						
16	筒井寮(県立)	639-1122	大和郡山市丹後庄町423	0743-59-1288	0743-59-0099	視24名 聴30名
重症心身障害児施設						
17	バルツァ・ゴードル	630-8425	奈良市鹿野園町1000-1	0742-21-7111	0742-21-7112	60名
18	東大寺光明園	630-8211	奈良市雑司町406-1	0742-22-5577	0742-23-0198	50名
指定医療機関						
19	国立病院機構奈良医療センター	630-8053	奈良市七条2-789	0742-45-4591	0742-48-3512	80名
20	国立病院機構松籟荘病院	639-1042	大和郡山市小泉町2815	0743-52-3081	0743-52-8879	80名
知的障害児通園施設						
21	仔鹿園	630-8424	奈良市古市町1-2	0742-62-5811	0742-62-5812	57名
22	心身障害児総合通園センター	636-0393	磯城郡田原本町大字多722	0744-32-0200	0744-32-0208	30名
肢体不自由児通園施設						
23	心身障害児総合通園センター	636-0393	磯城郡田原本町大字多722	0744-32-0200	0744-32-0208	40名
難聴幼児通園施設						
24	心身障害児総合通園センター	636-0393	磯城郡田原本町大字多722	0744-32-0200	0744-32-0208	30名

3 県外の主な施設

施設種別	施設名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
児童養護施設					
1	京都大和の家	619-0243	京都府相楽郡精華町大字南福八妻小字笛竹37	0774-98-3840	0774-98-3841
児童自立支援施設					
2	滋賀県立淡海学園	528-0235	甲賀市土山町大野283-20	0748-67-0149	0748-67-0259
3	京都府立淇陽学校	622-0042	南丹市園部町栄町3号71	0771-62-0062	0771-62-0092
4	大阪府立修徳学院	582-0015	柏原市高井田809-1	072-978-6083	072-976-2103
5	大阪市立阿武山学園	569-1041	高槻市奈佐原956	072-696-0331	072-696-0332
6	兵庫県立明石学園	674-0074	明石市魚住町清水2744	078-942-1572	078-941-1264
7	神戸市立若葉学園	655-0001	神戸市垂水区多聞町字小東山868-49	078-792-1133	078-795-4300
8	和歌山県立仙溪学園	649-6435	紀の川市東三谷900	0736-77-3172	0736-77-4740
9	国立武蔵野学院	336-0963	さいたま市緑区大字大門1030	048-878-1260	048-878-1244
10	国立きぬ川学院	329-1334	栃木県さくら市押上288番地	028-682-2448	028-682-3451
知的障害児施設					
11	聖母の家	510-0961	四日市市波木町398-1	0593-21-2855	0593-21-2859
12	名張育成園	518-0615	名張市美旗中村2326	0595-65-0271	0595-65-2936
13	わかぎ寮	781-1154	土佐市新居2798-6	088-856-1060	088-856-3667
14	南紀あけぼの園	649-2102	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	0739-47-4952	0739-47-3324
情緒障害児短期治療施設					
15	るんびに学園	629-1244	京都府綾部市十倉中町米谷16番地	0773-46-0543	0773-46-0554
16	あゆみの丘	597-0101	大阪府貝塚市三ヶ山町138-2	072-447-1200	072-447-1800
肢体不自由児施設					
17	聖ヨゼフ整肢園	603-8323	京都市北区北野東紅梅町6	075-462-7621	075-464-2760
18	南大阪療育園	546-0035	大阪市東住吉区山坂5-11-21	06-6699-8731	06-6699-8134
19	大阪赤十字病院附属大手前整肢学園	543-8555	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6775-1900	06-6775-1905
20	あおぞらのいえ	651-2181	神戸市西区曙町1070総合リハビリテーションセンター内	078-927-2727	078-925-9253
重症心身障害児施設					
21	麦の穂学園	603-8323	京都市北区北野東紅梅町6	075-462-7621	075-464-2760
22	枚方療育園	573-0122	枚方市津田東町2丁目1番1号	072-858-0373	072-858-9521
23	四天王寺和らぎ苑	584-0082	富田林市向陽台1-3-21	0721-29-0836	0721-29-3916
24	フェニックス(南大阪療育園内)	546-0035	大阪市東住吉区山坂5-11-21	06-6699-8731	06-6699-8134
25	すくよか	584-0054	富田林市甘南備216	0721-34-2201	0721-34-2205
26	大阪赤十字病院附属大手前整肢学園	543-8555	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6775-1900	06-6775-1905
27	砂子療育園	663-8131	西宮市武庫川町2-9	0798-47-4477	0798-43-1022
28	さくら療育園	669-1357	三田市東本庄1188	079-568-4103	079-568-4104
29	医療福祉センターきずな	675-2456	加西市岩井町字猪野83-31	0790-44-2881	0790-44-2929
30	のぎく療育園	679-1103	兵庫県多可郡多可町中区牧野字国木谷183-1	0795-32-3246	0795-32-0473
31	つくし医療・福祉センター	649-6215	和歌山県岩出市中迫665	0736-62-4121	0736-62-8185
指定医療機関					
32	国立病院機構南京都病院	610-0113	城陽市中芦原11番地	0774-52-0065	0774-55-2765
33	国立病院機構紫香楽病院	529-1803	甲賀市信楽町牧997	0748-83-0101	0748-83-1262
34	国立病院機構和歌山病院	644-0044	和歌山県日高郡美浜町大字和田1138	0738-22-3256	0738-23-3104
知的障害児通園施設					
35	わかすぎ園	570-0048	守口市寺方本通3-1-20	06-6996-0050	06-6996-0010
36	大阪市更生療育センター	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-55	06-6797-6682	06-6702-4492
肢体不自由児通園施設					
37	大阪赤十字病院附属大手前整肢学園	543-8555	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6775-1900	06-6775-1905
38	大阪市更生療育センター	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-55	06-6797-6682	06-6702-4492
39	南大阪療育園	546-0035	大阪市東住吉区山坂5-11-21	06-6699-8731	06-6699-8134

4 重症心身障害児(者)通園事業実施施設

型	施設名	〒 所在地	電話番号	FAX番号	定員
1 A	東大寺福祉療育病院 『華の明』	630-3211 奈良市雑司町406-1	0742-22-5577	0742-23-0918	10名
2 B	国立病院機構松籟荘病院 『ほほえみ』	639-1042 大和郡山市小泉町2815	0743-52-3081	0743-52-8879	5名
3 A	総合リハビリテーションセンター 『さくら』	636-0345 磯城郡田原本町大字多722	0744-32-0200	0744-32-0208	10名
4 B	吉野学園	638-0821 吉野郡大淀町下淵1642-20	0747-52-7631	0747-53-0585	5名

5 母子生活支援施設

	施設名	〒 所在地	電話番号	FAX番号	定員
5	佐保山荘	630-8133 奈良市法蓮町393	0742-36-8533	0742-36-8537	30名
6	ライフイン郡山	639-1005 大和郡山市植槻町3-11	0743-52-2480	0743-52-2480	20名
7	グリーンライフ真美ヶ丘	635-0822 北葛城郡広陵町平尾533	0745-55-0405	0745-55-0405	18名
8	ヒューマン葛城	639-2244 御所市柏原718	0745-62-2358	0745-62-8488	20名

6 関係機関

	機関名	〒 所在地	電話番号	FAX番号
9	児童家庭支援センター てんり	632-0018 天理市別所町715-3	0743-63-8162	0743-68-1721
10	児童家庭支援センター あすか	633-0053 桜井市谷265番地-4	0744-44-5800	0744-44-5811
11	奈良県発達障害相談センター でいあー	630-8424 奈良市古市町1-2	0742-62-7746	0742-43-7080
12	奈良県女性センター	630-8216 奈良市東向南町6	(相談)0742-22-1240 (相談)0742-27-2300	0742-22-6729

7 関係団体

	団体名	〒 所在地	電話番号	FAX番号
13	奈良県里親会	630-8306 奈良市紀寺町833 中央こども家庭相談センター内	0742-26-3788	0742-26-5651
14	奈良虐待防止ネットワークきずな	633-0053 桜井市谷480番-3	0744-42-2831	0744-43-7080



こども家庭相談センター業務のあらまし

平成20年12月発行

編集・発行 奈良県中央こども家庭相談センター
〒630-8306 奈良市紀寺町833
0742-26-3788
0742-22-4083
(女性相談課)

奈良県高田こども家庭相談センター
〒635-0095 大和高田市大中17-6
0745-22-6079